平成 29 年度（2017 年度）

吹田市立男女共同参画センター調査研究報告

若年層を取り巻く性暴力の現状とは
～被害予防のために必要なこと～

平成 30 年（2018 年）3月

吹田市

目　次

調査研究の概要

１．調査目的　--- 1

２．調査方法　--- 1

３．依頼者　--- 1

調査報告

１．若年層の性暴力被害対応の現状と課題について

（お茶の水女子大学名誉教授　戒能　民江）-----2

２．ライフスキルとしての性教育～性暴力を予防するために-----12

（性暴力被害者支援センター・ひょうご代表/
兵庫県立尼崎総合医療センター　産婦人科部長　田口　奈緒）

３．若年層をとりまく性暴力被害の背景にあるものと予防教育の必要性----27

（NPO 法人 SEAN 教育部門「G-Free」・相談部門代表　遠矢家永子）

４．ある大阪の女の子のリアル

2017 年度　活動報告------39

（特定非営利活動法人　ＢＯＮＤプロジェクト）

吹田市の現状と取組

１．あらゆる暴力の根絶のために----------51

２．Ｗリボンプロジェクト

３．デートＤＶ予防啓発

資料

１．平成 29 年度（2017 年度）男女共同参画センター「女性のための相談」

----------58

２．大阪府犯罪統計

若年層の被害を予防するために私たちにできること----------60

調査研究の概要

1　目的

吹田市では、吹田市立男女共同参画センター条例第３条に基づき、男女共同参画の推進にかかる様々な課題について、調査や研究を隔年で実施しています。

平成 29 年（2017 年）6 月には改正刑法が成立し、性犯罪が厳罰化されましたが、近年問題となっているＪＫビジネスやＳＮＳの悪用などにより、10 代、20 代の若者たちが性的な暴力の被害に遭う事件は後を絶ちません。被害に遭った若者たちの背景には、虐待や貧困など様々な問題を抱えている場合があると言われています。

これらの事態を重く受け止め、若年層を取り巻く性暴力の現状と被害予防のために必要なことを検証し、男女共同参画センターで推進するＤＶ防止対策事業や啓発事業などの参考とするため、調査研究を実施します。

2　方法

今回の調査研究のテーマである性暴力や予防啓発に取り組まれ、広い見識を持たれている専門家やＮＰＯ法人に調査研究を依頼し、多様な視点からの見解を成果物として原稿や資料の形で提供していただき、それらを本センターでとりまとめました。

調査研究項目は下記のとおりです。各依頼者には、これらのテーマに沿い、それぞれの切り口で「若年層を取り巻く性暴力の現状と被害予防のために必要なこと」に迫ってもらい、リアルな現状と課題が浮き彫りになりました。

(1)　若者と性暴力の現状
(2)　法改正について
(3)　今後の課題（予防啓発を含む）

3　依頼者（記事順）

（1）戒能　民江さん（お茶の水女子大学名誉教授）
研究テーマは「ドメスティック・バイオレンス」「法律学とジェンダー論」など。
今回の刑法改正について専門家として複数のメディアで解説されている。

（2）田口　奈緒さん（性暴力被害者支援センター・ひょうご代表、
兵庫県立尼崎総合医療センター　産婦人科部長）
日々、性暴力の被害者に向き合い、医療や心理面など、総合的なフォローを実施されている。

（3）遠矢　家永子（特定非営利活動法人　ＳＥＡＮ教育部門「G-Ｆｒｅｅ」・相談部門代表）
若年層のＡＶ被害相談の実施や小、中学生などへのデートＤＶ予防講座などの活動を通して被害者支援や啓発事業を実施されている。

（4）特定非営利活動法人 BOND プロジェクト
虐待、家出、貧困など『生きづらさ』を抱える女の子を支援するために設立。彼女たちに寄り添い、心の声を聴き、一緒に考え、支援に繋げている。繁華街を夜回りし、時には街をさまよう女の子たちを保護することもある。

調査報告

若年層の性暴力被害対応の現状と課題

戒能民江（お茶の水女子大学名誉教授）

はじめに

近年、ようやく日本でも、若年層の性暴力被害について関心が寄せられるようになりました。統計上、性暴力被害者の多くは若年層が占めます。「犯罪白書」の強姦および強制わいせつ被害者の年齢別構成比を見ると、もっとも多いのは 20 歳代であり（強姦 43.0%)、13 歳から 19 歳も 3 割以上を占めます（法務省犯罪白書平成 27 年版）。しかし、いままでは若年層の性暴力被害について格別語られることもなく、若年層に特化した被害者支援や防止政策も図られてこなかったといえます。つい最近まで、性暴力被害者支援・防止政策そのものの検討さえなかったことを考えると当然でしょう。

国の政策が動き出す直接のきっかけとなったのは国会与党の働きかけですが、以下の二つの事柄がその背景にあります。一つは、平成 29 年（2017 年）施行の刑法性犯罪規定の大幅改正です。明治 40 年（1907 年）以来、根幹部分に触れてこなかった刑法性犯罪規定の改正が実現したことのインパクトは大きく、性暴力が性別や年代などを超えて、国家が責任を負うべき重大な人権侵害であることを社会に示しました。とくに、親などからの性虐待を処罰する「監護者性交等罪」の新設によって、性虐待問題に光が当てられることとなりました。また、廃案となったものの、刑法と車の両輪というべき「性暴力被害者支援法案」が議員立法によって提案されたことも、少なからず影響を与えたと思われます。

もう一つは、性暴力・性虐待被害の実態がようやく明らかになってきたことです。もっとも重要なのは、被害を受けた当事者の方がたの発信が少しずつですが増えてきたことです。今回の刑法改正では被害当事者の会が作られ、自ら発言することによって、改正実現の後押しになったことは間違いありません。

国によるデータ公表も日本社会に性暴力問題の再考を促しました。平成 11 年（1999 年）以来、3 年に一度実施されている内閣府男女共同参画局の調査「男女間における暴力に関する調査」では、20 歳以上の女性のみが対象ですが「異性から無理やりに性交された経験」を尋ねており、「赤の他人」よりも「顔見知り」からの性暴力被害が 7 割以上と圧倒的多数を占めることや若年期・幼少期に被害を受けた女性が多いことが明らかにされました。

また、平成 22 年（2010 年）の「性暴力救援センター・大阪」（SACHICO）設置をはじめ、各地に広がった性暴力被害者支援センターにおける被害者支援や平成 23 年（2011 年）実施の内閣府の 24 時間、匿名無料電話相談「パープルダイヤル」に寄せられた相談からも、性暴力や性虐待被害の実態がつぶさに浮かび上がってきました。一方、児童相談所でも性虐待被害への対応が進んだことや、先駆的に若年層の性暴力や性搾取問題に取り組んできた民間団体の努力と問題提起を忘れてはなりません。

本稿では、若年層の性暴力被害対策の現状を紹介するとともに、若年層の性暴力被害がなぜ支援に結びつきにくいのか、その要因を考察します。また、今回の刑法改正の成果と限界を確認することで、今後の法改正の課題を提示し、若年層に必要な支援が届くために何が求められるか検討します。

1　若年層の性暴力被害対策のいま

（１）ようやく始まった国の対策

国の若年層の性暴力被害政策について提言をまとめたのは、自民・公明の与党「性犯罪・性暴力被害者の支援体制に関する PT」です。同 PT（プロジェクトチーム）は平成 28 年（2016 年）5 月に設置され、同年 12 月に「性犯罪・性暴力被害根絶のための 10 の提言」を公表しました。

同「提言」は、刑法改正を含む性犯罪の罰則の強化と性犯罪被害者支援ワンストップセンターの設置促進（都道府県に最低 1 か所設置を目標）などをうたった「第 4 次男女共同参画基本計画」（2015 年）からさらに踏み込んで、ワンストップ支援センター整備運営強化のための国庫補助金制度の創設[1]、医療費・カウンセリング等費用補助制度の創設、婦人保護事業の抜本的見直し、性暴力被害者への中長期的支援体制の整備などを提言しています。

中でも、「男女共同参画基本計画」では触れられてこなかった若年性暴力被害者支援に言及している点に注目したいと思います。同提言は、「10 代、20 代の女性は性暴力にあっても、だれにも相談できず、自分だけで抱え込み、顕在化しにくく、支援になかなかつながらない」ことを指摘し、若年性暴力被害者の実態や相談支援の現状を把握したうえで「今後の相談・支援のあり方について」検討することを求めています。同提言をまとめるにあたって、若年女性の支援を行っている民間団体などからヒアリングを重ねたということですが、婦人保護事業の関係者が粘り強いロビイングを続け、国会議員たちに性暴力被害の影響の深刻さを知らせていったことが、この動きの契機となったことは、ほとんど知られていません。

また、近年、「JK ビジネス」による性暴力被害やアダルトビデオ出演強要問題が注目されるようになって対策が急がれたこともあり、国は 2017 年 5 月に、男女共同参画重点事項および「女性活躍のための重点方針」に若年層の性暴力被害の実態把握などを入れ込みました。これらを受けて、内閣府「女性に対する暴力に関する専門調査会」が調査を行い、平成 29 年（2017 年）3 月に報告書「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「JK ビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」を公表しました。

平成 29 年（2017 年）3 月には関係府省対策会議が設置され、同年 4 月は AV 出演強要・「JK ビジネス」等被害防止月間とされ、同年 5 月には「今後の対策」が決定されました。現在、内閣府および厚生労働省において、若年層への性暴力被害者支援のあり方および支援体制に関する具体的な検討が行われており、その成果が期待されます。

（２）国際社会との大きなギャップ

国連「女性差別撤廃条約」（1979 年採択、1985 年日本政府批准）はすべての女性に対する差別と人権保障を規定していますが、若年層は独立して取り扱われていません。1993 年世界人権会議で「少女」（girl）の人権が、はじめて正面から論じられました。世界人権会議「ウィーン宣言」では、女性と少女の権利」は「普遍的人権」であるとされました。そして、1995 年北京世界女性会議で採択された「北京行動綱領」では、女性と少女の人権保障のための政策が列挙されています。国連は一貫して女性に対する暴力防止と被害者支援の推進を世界に呼び掛けていますが、その場合も「女

[1] 内閣府が性犯罪・性暴力被害者支援交付金として実施した。2017 年度予算総額年 1 億 6 千万円。2018 年度予算は 2 千万円増額の見込み。

性と少女に対する暴力」としています。若年層の性暴力被害は、世界共通の人権課題なのです。

「北京行動綱領」は、若年女性についての現状分析を踏まえたうえで、少女たちのエンパワメントの視点から政策提言を行っており、教育・指導・啓発に偏りがちな日本の若年層「対策」とのギャップは著しいものです。

第一に、少女たちはしばしば劣った存在として扱われ、自らを最後に位置付けるような教育が行われており、自尊心の低さをもたらしています。日本でも若年女性の自尊感情が低く、社会的な孤立状況にあり、援助交際などの動機として、しばしば「誰かに認められたい」願望があげられています。第二に、性別役割分業意識の影響が根強いことです。日本の社会では、家庭や学校教育、メディアなどを通して、毎日のように性別役割分業意識が少女たちに刷り込まれています。第三に、思春期のセクシュアリティと生殖について、少女たちの自己決定権が実質的に保障されておらず、教育も不十分です。若年妊娠・出産のリスクや社会・経済的影響、生活の質への悪影響が危惧されています。日本では十分検討されていませんが、妊娠・中絶・出産の問題は性暴力や性搾取と深くかかわっており、リプロダクティブヘルス・ライツの視点から性暴力防止や被害者支援を考える必要があります。

（３）先行する民間団体の若年層支援

若年層の女性支援は民間団体が道を拓いてきたといえます。2000 年代に入ると、主宰者が自らの経験を生かして、少女たちへの働きかけと支援を行う団体が登場してきます。その一つである「BOND プロジェクト」は、アウトリーチ（出かける支援。ニーズを掘り起こす）とつなぎの支援にその特徴があります。渋谷や新宿などで夜間パトロールを行い、一人夜の街をさまよう少女たちに声をかけ、ニーズを発掘しています。若い世代の女性たちを中心とした支援体制が組まれ、少女たちの話にじっくり耳を傾け、必要な支援を行っています[2]。「Colabo」（女子高生サポートセンター）は「すべての少女に衣食住と関係性を。困っている少女たちが暴力や搾取に行き着かなくてよい社会に」という理念の下、相談に乗り、同行支援などを行っています[3]。Colabo の活動で印象深いのは「私たちは買われた」展の開催であり、TV でも放映されて反響を呼びました。イーゼルに立てかけられたパネルには一人一人の少女たちの過酷な歴史と現実が記されています。このような支援団体はまだ大都市圏に限られており、ニーズの発掘も支援も極めて不十分だと言わざるを得ません。

また、いち早く AV 出演強要被害など性搾取の問題に取り組み、相談・支援を行ってきた「PAPS」（ポルノ被害と性暴力を考える会）や「ライトハウス」（人身取引被害者サポートセンター）、児童養護施設退所後の若年層の支援を行う「アフターケア相談所ゆずりは」、弁護士が創設して運営にあたる各地の子どもシェルター、依存症と性暴力とのかかわりに着目して支援を行う「ダルク女性ハウス」、妊娠・出産に関する少女たちの SOS に呼応する「妊娠 SOS 東京」など、関東に限っても多様な立場からの若年者支援が行われています。さらに、SACHICO（性暴力救援センター・大阪）

---

[2] 橘ジュン『最下層女子校生―無関心社会の罪』2016 年、小学館新書

[3] 仁藤夢乃『女子高生の裏社会―「関係性の貧困」に生きる少女たち』2014 年、光文社新書

[4] ２０17 年 11 月現在、全国 41 都道府県に 41 か所設置。病院拠点型と相談室拠点型（病院連携型）など拠点の所在、民間団体、犯罪被害者センターあるいは婦人相談所などの運営主体の相違、24 時間対応かどうかなど、運営形態はさまざまであるが、被害者のニーズへの対応について、検証が行われるべきである。

[5] 厚生労働科学研究費助成事業「DV 対策など、女性支援施策の効果的展開に関する調査研究」（2009 年度～2011 年度、研究代表者戒能民江）。なお、同調査研究の成果は。戒能民江編著『危機をのりこえる女たち―DV 法 10 年、支援の新地平へ』2013 年、信山社として刊行した。

や SARC（性暴力救援センター・東京）などの各地のワンストップセンター[4]、大学などのハラスメント相談窓口やスクールセクハラネットワークなどもかなり早い段階から、セクハラや性暴力被害の相談・支援を開始しています。さらに、全国女性シェルターネットなどの各地の民間シェルターやよりそいホットラインなども貴重な社会資源です。

これらの民間団体は、それぞれの専門性と全国や地域の社会資源とのネットワークを活かしながら、被害を受けた若年層によりそう支援に努めています。

２　若年層の声はなぜ支援に結びつかないのか

（１）相談・支援のハードルの高さ

現在でも、婦人相談所や婦人相談員、自治体の男女共同参画センターや相談窓口など、相談できる場は整備されつつあり、年代を問わず相談できることになっています。しかし、若年女性が支援を求めてやってくることは少ないようです。公表されているデータでは、婦人相談所や婦人相談員への相談の年齢層別の傾向すら明らかにされていません。唯一、厚生労働省が行った婦人保護施設（全国で 48 か所）調査（「婦人保護施設の役割と機能に関する調査」2015 年度実施）で、入所者数は少ないものの、「18 歳以上 20 歳未満の女性を支援した経験がある」施設が 70.8%、「18 歳未満の女性を支援した経験がある」施設が 45.8%を占めましたが、入所者中の比率はわかりません。婦人相談所一時保護所においては、全入所者中「20 歳から 24 歳」が 9.5%、「10 歳代」は 2.6%にすぎません[5]。

では、若年層の性暴力被害者は誰に相談しているのでしょうか。若年層に限りませんが、前述の内閣府「男女間暴力調査」によれば、「どこにも相談しなかった」が 67.5%と圧倒的多数を占め、相談した場合でも、約 2 割は「友人・知人」であり、公的機関や弁護士やカウンセラーなどの専門家・専門機関への相談はほとんどありません。BOND プロジェクトの調べでも、「女性の友人」への相談が多く、相談機関は極めて少ないのです。

若年層の側からいえば、公的相談機関の情報がない、教えてもらったことがない、大人の女性のための窓口であり、自分とは関係ないと思っているなどが理由としてあげられますが、さらに、言ってもわかってもらえない、批判される、受け止めてもらえないなどの大人不信が強いことや、親や学校に知られてしまうという懸念が強いのです。

毎年 2 万件以上のメール、電話相談を受けている BOND プロジェクトによると、「被害を受けていて、支援を受けなければならない子ほどつながらない」といいます[6]。その理由としてあげられているのは、まず、人間不信や大人不信であり、「危害を加えたり、利用するような大人ではない大人」とのつながりがないことです。相談して親や学校に「バレル」ことで「見捨てられるのではないか」と怖くなるというのです。また、「自分だけが被害を受けている」と思うと、「とてもじゃないけど言えない」が、逆に「みんなそうだと思い」「当たり前のことだから言う必要がない」と考えてしまうのです。

身近に信頼できる大人がいないことやただでさえ自己肯定感が低い彼女たちにとって「見捨てら

---

[6] 以下は、BOND プロジェクトの説明資料や調査報告書から引用した。

[7] 小西聖子「心理学・精神医学の立場から」男女共同参画会議、女性に対する暴力に関する専門調査会報告書「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題」2017 年所収。

れる」ことへの恐怖感は大きいのではないでしょうか。

また、性暴力被害を受けた時に、若年層は「相談してよい」と思っていないことにも留意すべきです。被害を受けた「自分は汚い」、「汚れてしまった」、「サイトに投稿した自分の不注意」、「注意する意識が欠如していたから、被害を受けても仕方ない」など、自分を責める場合が多いのではないでしょうか。

実際、日本社会にはセクハラやDV、性暴力などが蔓延しています。そこでは、被害は日常化し被害は軽視されています。被害者非難と偏見が根強く、加害者ではなく、被害者が非難され裁かれる社会ともいえます。若年者層の被害者はそれらを内面化しているから、被害を受けても自分を責める以外ないのです。ある女性は「こういうものだと思い込まなければ、生きてこられなかった」と語ったといいます。

さらに、多くの支援者が指摘するのが、若年層はコミュニケーション力も十分なく、「言語化」が苦手なことです。「大丈夫」が彼女たちの口癖だといいます。精神科医の小西聖子は「心理的に見た若年（性暴力）被害者の特徴」として、「人に話せず孤立してしまう」ことを挙げています。「考えると絶望的になる」場面では、若年者は「考えないでおく」という選択肢を選ぶことが多いといいます[7]。

（２）なぜ若年層は被害を受けやすいのか

内閣府「女性に対する暴力専門調査会」の「若年層への性的暴力の現状と課題」報告書は、支援機関や専門家へのヒアリングをもとに、「JK ビジネス」被害者の「傾向」として、危険性についての認識が低いこと、被害を受けている認識がなく、気が付かないこと、自己尊重感が低いこと、公的支援に結びつかないことなどを指摘していますが、支援する側の問題と若年被害者の「傾向」とが混在しており、被害を受ける若年女性の「傾向」についてはさらに踏み込んだ分析が必要に思われます。その点で、上述の心理的側面に関する小西の解説は参考になります。小西は、若年世代は疑うことをせず「簡単に信じてしまう」ところがあり、誘導されやすいとしています。「危ないと思ったらよく考えて」回避するという行動をとるのではなく、前述のように「考える」ことをやめて、断ることもせず大人の言うとおりになってしまうのではないか。しかし、苦痛や嫌だという気持ちは、リストカットやいわゆる「非行」など、彼女の行動や身体症状として表現されるのです。

より重要なのは、前記専門調査会報告書が指摘する「被害者がかかえる困難」です。

第一に、家庭や学校に居場所がないことです。DV や虐待、親の不和や離婚、親の同居相手からの性暴力など、家族機能の不全･崩壊は少女たちから安全な家庭環境や大人への信頼を奪っています。もちろん、暴力がない場合もあるものの、実父や祖父、義父や母の交際相手（同居人）、きょうだいなどからの性的虐待、母親からの暴力や売春強要、きょうだい間の差別など、少女たちは家族による暴力のターゲットになっており、家族からはじき出される場合もあります。また、いじめや不登校、教師からの性被害など、学校にも居場所がない少女は少なくありません。

第二に、親の離婚や親の障がい、疾病など心身の状況によっては経済的困窮状態に陥っており、生活費や学費などを稼ぐ必要があって、短時間でより稼ぎがよいとされている「JK ビジネス」の世界に入り込んでしまう少女たちもいます。また、知的障害や発達障害などの障がいがある若年層も少なくなく、家庭や学校に居場所がなくなる場合もあると「報告書」は述べています。

一方、AV 出演強要被害では、20 歳になりたての若年者が狙われやすい。男女を問わず一人暮ら

しを始めた大学生の被害者が多いと聞きます。若年者は社会的経験が少なく、法的知識も不十分なことと、満 20 歳未満は民法 5 条によって「未成年者契約取消権」が認められており、契約の締結には親の同意が必要だからです。現在、18 歳への成人年齢引き下げが検討されていますが、それによって 18 歳以上の若年者が法の保護から外されて被害にさらされないように、消費者契約法改正による契約取消権の範囲拡大が望まれます。

（３）支援する側の課題

若年層被害者が相談や支援に結びつきにくい要因の多くは、支援する側が若年層被害者のニーズに適切に対応していないところにあるのではないかということです。とりわけ公的機関の支援とのミスマッチが若年者支援団体などから指摘されています。また、支援機関や相談員の考える支援と若年層が望む支援とのギャップもあります。これは、何とか解決しなければという支援する側の「焦り」と若年層の葛藤を抱えた気持ちの揺れとのギャップともいえます。

こうするべきだという支援する側の思い込みや固定観念への囚われも大きいのです。支援者側にこそ被害者非難や「強姦神話」の内面化への自覚が求められるのではないでしょうか。一時保護から先の適切な支援先がなかなか見つからない場合に、スマホを駆使して自分で「面倒を見てくれる男性」を見つけ出し、どんな人かもわからないまま、その男性のところに身を寄せる若年女性への厳しい目や親からの性虐待被害を訴えている場合に「女性から誘ったのではないか」という偏見など、支援する側の差別的な視線を若年女性は敏感に感じ取っているのです。相談員に対する性暴力問題自体の研修やスーパーバイズも不十分ですが、個々人の人権感覚や内なるジェンダーの偏見に気付くような機会がなければ状況は変わりません。

また、保護するための施設（一時保護所および婦人保護施設）における集団生活と規則（携帯を預かる、喫煙禁止・制限、禁酒、外出規制、荷物検査）の厳しさに反発し、保護を拒否したり、保護されてもすぐに退所してしまうなどの事例がみられます。一時保護所の場合は通学や通勤ができないこともネックになっています。中長期的な生活支援を行う婦人保護施設については、入所者の年齢層が比較的高く、なじめないという意見もあり、若年層専用の中長期滞在型の女性支援施設の設置を要望する声もあります。

３　刑法改正の成果と課題

（１）刑法性犯罪の改正と若年層の性暴力被害者

１）110 年ぶりの刑法改正

平成 29 年（2017 年）6 月、国会で刑法が改正され、同年 7 月に施行されました。明治 40 年（1907）年の制定以来、110 年ぶりの刑法性犯罪規定の大幅改正です。第二次世界大戦後の日本国憲法の男女平等と個人の尊厳の尊重の理念の下でも、抜本的な改正は行われてきませんでした。

わずかに、平成 16 年（2004 年）に強姦罪（刑法 177 条）の法定刑の下限を 2 年から 3 年に引き上げるとともに集団強姦罪を新設したにとどまります。

ここしばらくは大幅な刑法改正は無理ではないかと思われていましたが、その流れを一気に変えたのは、平成 26 年（2014 年）、当時の松島みどり法務大臣の就任会見での強姦罪の厳罰化についての言及でした。法務省はすぐ動き出し、約 2 年の検討を経て、平成 28 年（2016 年）秋には法制審議会答申が公表されました。法務大臣（当時）の刑法改正の決断の背後には、国連女性差別撤廃委員会の度重なる改正を日本政府に求めた勧告および「第 3 次男女共同参画基本計画」（2010 年）に

おける強姦罪の見直し検討規定があります。
国会審議において、今回の刑法改正はスムーズに進んだわけではなく、性暴力問題が政治課題として重視されていない日本の現状をあぶりだしましたが、刑法改正実現に向けた国会審議を後押ししたのは、多くの国会議員や大学生など若年層に働きかけて社会的関心を呼び起こした、被害当事者の粘り強い運動だったことは特記されるべきです。

２）刑法改正の主な内容
主要な改正内容は、①強姦罪を改めて「強制性交等罪」とし、改正前は女性だけが強姦罪の被害者であったのに対して、男性も被害者となり、性差が撤廃されたこと。また、口腔性交や肛門性交といった行為（性交類似行為）も「性交」に含まれることになり、性交の範囲を拡大したこと。従来、これらは性交類似行為として、量刑の軽い強制わいせつ罪にとどまっていました。②強制性交等罪の量刑を 3 年から 5 年に引き上げたこと。③強制性交等罪の非親告罪化（親告罪の廃止)。④監護者強制わいせつ罪および監護者性交等罪の新設です。本稿では、若年層の性暴力被害に直接かかわる、非親告罪化と監護者性交等罪について言及します。

＜非親告罪化＞
性暴力犯罪は「暗数」が多いといわれています。警察への被害届や検察への告訴は少なく、多くの被害が潜在化しています。改正前の刑法では親告罪規定の下、被害者あるいは未成年の場合は親などが検察に告訴する必要がありました。すなわち、起訴するかどうかは全面的に被害者側に任せられており、たとえ警察に被害届を出しても、検察に告訴（検察に起訴を求める）しない被害者が多いのが実情でした。親告罪の目的は、プライバシーの保護にあるとされてきましたが、親告罪の歴史を見ると（1880 年旧刑法で導入)、家の恥や名誉を守ることがそもそもの目的でした。「貞操観念」という言葉が 1990 年代前半まで裁判例で使われていたように、戦後も、恥や名誉の概念は根強く残ったのです。親告罪規定は被害者に加害者処罰をあきらめさせ、国家が犯罪への厳正な対応を行わない結果をもたらしたと言えます。
また、加害者側が、民事上の和解（金銭で解決など）を条件に、被害者側に告訴を思いとどまらせ、告訴取り下げを働きかけることも少なくなく、これも親告罪の弊害でした。とくに、若年層が親などからの性虐待被害を受けたとき、親を加害者として訴えることは難しいのです。また、母親は常に未成年の子の味方として「夫」を訴えるとは限りません。
非親告罪化によって、自分が訴えたせいで相手に罪を負わせたという、被害者の心理的負担は減少するでしょう。しかし、運用状況を見なければわかりませんが、非親告罪化で検察の起訴件数が上昇し、被害の顕在化が進むかどうかは不明です。さらに、訴えたくないという被害者の気持ちの揺れがどれだけ刑事手続きで尊重されるか、二次被害を防止するための措置が取られるかなど、支援の課題は残ります。
＜監護者性交等罪＞
地位・関係性を利用した性行為の処罰規定として、今回導入されたのが監護者性交等罪・監護者わいせつ罪です。被害者が 18 歳未満のときは、監護者である加害者による性行為は「暴行脅迫」がなくてもただちに犯罪となることとなりました。日本の刑法には「近親姦」規定がないうえに、改正前は、13 歳以上であれば、親からの性暴力被害でも、被害者は加害者から「暴行脅迫」があったことを証明しなければならず、被害者にとって大きな壁になっていました。親などからの性虐待被害が想像以上に多く、その影響も深刻なことが明らかになってきた現在、不可欠な改正であった

と考えられます。
　ただし、満 18 歳未満に限定されていること、監護者の範囲が「親子あるいは親子関係と同視する程度に」依存・被依存、保護・被保護の継続的関係にある者に限定されており、範囲が狭すぎます。

（２）3 年後の刑法再改正の課題

　今回の改正では、審議の最終段階で 3 年後の見直しが規定されました。また、衆参両院で附帯決議が付けられ、二次被害の防止など運用上の課題が示されています。
　3 年後の見直しの課題として、①幼少時に性虐待を受けても、被害の意味が分からず、成年後に被害を認識できるようになって告訴したいと思っても時効の壁に阻まれることから、公訴時効の撤廃・停止が求められること、②配偶者による強姦罪の明記、③性交同意年齢の引き上げ（現行では 13 歳であるが、15 歳くらいまで引き上げる）、④地位・関係性を利用した性行為の犯罪化の範囲拡大、⑤強制性交等罪の構成要件の見直し（暴行脅迫要件の撤廃や要件の緩和）があげられます。
　見直しの最大の課題は「強制性交等罪」（旧強姦罪）の構成要件の抜本的改正です。「強制性交等罪」成立の要件は同意の有無ですが、同意したかどうかは内心の問題であり、立証が難しいところから、日本の刑法は「同意」の有無ではなく「暴行脅迫」の有無という外形的事実を犯罪成立の要件としました。しかも、「暴行脅迫」の事実の有無にとどまらず、その程度が問われていることが問題です。学説や判例では「暴行脅迫」とは、被害者の「抵抗を著しく困難にする程度」と解釈されており、実際の刑事裁判では被害者の抵抗の程度（死ぬほど抵抗したかどうか）が問われます。それに加えて、被害者の年齢（少女か大人か）や素行、経歴・職業（性風俗関係か）なども判断材料とされていることが多いのです。被害者が必死に抵抗したかどうか、つまり、さらに被害者の過失が問われるのです。
　性暴力は密室での犯行であることが多く、客観的な証拠も少ないので、被害者と加害者の証言の信用性・一貫性が問われますが、被害者の証言が信用できるかどうか（うそを言っているのではないか）を判断するために、被害者の職業や素行も判断要素とされ、その結果、有罪か無罪かが決まることになります。強姦で裁かれるのは加害者ではなく、被害者であるといわれるゆえんがここにあります。しかも、「強姦されそうになったら大声を出して逃げるはずだ」「激しく抵抗するはずだ」など、裁判官の個人的価値観に判断が左右されるおそれがあります。
　諸外国では、被害を受けたときの被害者の言動を科学的に検証するとともに、英国やドイツなど「同意」の有無を強姦罪成立の要件とする法改正を行い、「被害者ではなく、加害者を裁く」方向での抜本的な法改正を行っています[8]。
　さらに、監護者性交等罪・わいせつ罪の対象範囲を拡大すべきです。学校の教師や大学等の教員、職場の上司など、力関係や立場の優位性を利用した性暴力被害は想像以上に多いのです[9]。親子関係と同様に、被害者は被害を訴えにくく、セクシュアル・ハラスメントとしての組織内処分はありうるとしても、何ら法的責任を問われないままであると、加害行為は繰り返されることになります。

---

8 島岡まな「性犯罪の保護法益及び刑法改正骨子への批判的考察」2017 年、慶應法学 37 号、戒能民江「刑法性犯罪規定改正が問いかけるもの」2017 年、性の健康秋号
9 新聞報道によれば、2015 年度にわいせつ行為を理由に処分された学校教員の数が最多を記録したという（朝日新聞 2017 年 9 月 16 日付け）。教育委員会や学校は、子どもも親も被害を訴えられないという学校内の権力関係を直視して対応しなければならない。

４　若年層に必要な支援が届くために

若年層の性暴力被害は幼少時に始まることがあり、その後もさまざまな被害を重複して継続的に受ける場合も少なくありません。一方、被害を受けたことが明らかになるのに時間がかかることが多い。沈黙する期間が長ければ長いほど、被害の影響は複合・複雑化し、回復に困難をきたす結果となります。早期に発見し、適切なケアが行われるなら、心身の回復とともに、次の人生に向けたステップへと踏み出すことが可能になるかもしれません。

最大のネックは、若年層が語らず、大人への信頼が薄いことです。その壁を打ち破る努力が大人の側に求められており、そうしなければ、被害を受けた若年層のニーズによりそった支援は難しく、相談や支援へのハードルは高いままにとどまります。

どうしたらその壁を打ち破ることができるのでしょうか。

第一に、若年層の性暴力被害がその心身およびその後の生活に重大な影響を与えており、深刻な実態となっていることを社会が十分理解することが必要です。「好きでやっている」「JK ビジネスで手軽にお金を稼ごうとする方にも問題がある」「はっきり断り、すぐに逃げるべきだ」など、被害者非難は一向になくなりません。若年層、とりわけ未成年に対して純粋無垢と性的対象という二律背反する勝手な幻想を抱きながら、実際に性的対象として登場すると、非難の矛先は若年層に向けられます。その一方で、加害者の姿は後景に退いたままであり、加害者の責任を問う声はまだ少ないのです。

第二に、若年層に対するエンパワメントの推進と性暴力についての教育を早期から行うことが重要です。この社会には性暴力や性虐待が少なくなく、実は身近にあるという現実と影響、被害にあったときにどうしたらいいか、相談機関や民間支援団体の情報、妊娠や中絶、出産についての正確な情報・知識などを学びながら、自尊感情を取り戻し、自分には回復する力があるという確信を身に着けていければよいのです。

第三に、相談の受け手や支援する側の意識改革、つまり、大人が変わることが不可欠です。たとえ、男女共同参画の知識を備えていたとしても、自分が固定観念に囚われていることやジェンダー・バイアスに縛られている自分に気づかなければ、良かれと思って発した言葉が、相手の心を傷つけ、二度と支援を求めない結果を生み出すかもしれません。また、若年層の抱える困難、日本社会の現状や家族の状況など、彼らの背景にあるものを視野に入れることの必要性がより重視されるべきではないでしょうか。

第四に、若年層に届くような支援方法や手段について再考すべきです。若年層の生活感覚やライフスタイルの変化には敏感になることが必要ですが、その危険性も考慮しなければなりません。とりわけ、座間事件に見られるように、ネット社会で SNS に取り込まれて生命を落とすような事態はあってはなりません。民間団体では，LINE による相談も始めていますが、同時に、ネットから具体的支援につなぐリアル社会の社会資源やネットワークの整備が求められます。家庭や学校が居場所ではなくなった時、同世代の若年層が自由に立ち寄ることができる安全な「居場所」を作ることも、自治体などができることの一つでしょう。よりそいホットラインのように、ネット上のバーチャルな居場所づくり（モヤッター）なども参考になります。また、民間団体は移動バスの提案もしています。出入り自由でご飯も食べられ、場合によっては一晩の宿泊も OK、ただし、そこには支援者が必ずいるといった空間ができないものでしょうか。このような新しいアイデアとともに、出かける支援（アウトリーチ）の手法など、自治体は民間団体の試みを参考にしたらどうでしょうか。

第五に、法制度の整備や地域偏在の社会資源の充実が急務でしょう。とくに、「JK ビジネス」や

アダルトビデオ出演被害の救済のための法規制がほとんどないことや性暴力被害者支援法がいまだに制定されないことに留意すべきです。

法整備の遅れは、加害者が加害者としての責任を問われず、再被害や被害の拡散を生み出していることも改めて認識したいと思います。とくに、親や学校教師による性暴力や性虐待は社会からもっとも深く隠されているといえます。家庭や学校はいまだに第三者の介入が困難なところであり、被害は潜在化しています。「実の親や教師がそんなことするはずがない」とずっと言われてきましたが、そうではない実態がようやく明らかになりつつあります。

性暴力被害は時として精神的ダメージを与え、自尊感情を奪って人間関係を作りにくくさせます。また、自殺リスクも高いのです。「消えてしまいたい」という言葉が若い人たちから発せられ、現在と未来を奪うことがあってはなりません。

ライフスキルとしての性教育　～「壁ドン」はDVか?!

田口奈緒

（兵庫県立尼崎総合医療センター　産婦人科部長・
NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうご代表）

１　研究目的

近年、アダルトビデオ出演強要問題や JK ビジネスと呼ばれる営業により若年層が性的な被害や搾取にあう問題が発生しています。また刑法改正により、親などの保護者による性的暴行を罰する規定が新設され、家族からの性暴力にも注目が集まっています。性犯罪の被害者は未成年が約半数を占め[1]、被害にあった時の行動や被害の予防に関する情報提供の場として性教育は重要な位置を占めています[2]。しかしながら学習指導要領の規制の問題や性のタブー意識が障害となり、中学校においては基本的な性に関する知識すら習得されていないことは大きな問題です[3]。

本研究では、性教育を依頼された中学校の生徒を対象に、思春期前期の子供たちの性の知識を査定し、講演終了後にどのように知識（量、質）が変化したかを調査しました。また講演内容の理解度について測ることにより、性教育講演の質の向上に活かすこともねらいとしました。

２　対象と方法

NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうごのスタッフが実施した、性教育講演の前後で性の知識やデート DV および性暴力に関する知識の変化を比較しました。兵庫県内の中学校２校で行う横断研究でした。

評価項目は性に関する知識（身体、性の多様性、性感染症、避妊）、デート DV、性暴力に関する質問を〇×自記式アンケート方式で実施し（表 1）、終了後には自由感想を記入してもらいました。

A 中学校：平成 29 年（2017 年）9 月 6 日 2 年生男女（性教育講演当日朝と講演終了後に実施）

B 中学校：平成 29 年（2017 年）12 月 9 日 3 年生男女（性教育講演 10 日前と終了後に実施）

３　結果

各質問の正答率を図 1（A)、図 2（B）に示します。

問 2「ごくまれに身体の性別に違和感を持つ人がいる（正解は×）」をのぞくすべての項目で性教育後に正答率が高くなっています。

問 3「プライベートゾーンとはパンツに隠れる部分である（正解は×）」をのぞいて中学 2 年生に比較し中学 3 年生の方が性教育前の正解率が高い。

「わからない」と回答した率は性教育後に大きく減少しました。図３（A）図 4（B）

性教育前には問 2「身体の性別に違和感」と問 3「プライベートゾーン」以外は中学校 2 年生の方が「わからない」率が高かったですが、性教育後は両校に明らかな傾向差を認めませんでした。

「デート DV だと思う行動」をそれぞれ 19 ページと 24 ページに示しています。両校とも身体的な暴力は性教育前から DV の認識が高かったですが、性教育後は束縛や脅しなどの精神的な DV や経済的な DV も多くの生徒が暴力であると認識していました。「壁ドン」に関して先行の A 中学校では講話の中でほとんど言及していなかったことから、B 中学校では詳しく解説をしたところ DV という認識が高くなりました。

次に 20 ページと 25 ページに示している「性暴力だと思う行動」は痴漢や性器露出、リベンジポルノ、無理やりのキスについては性教育前から性暴力という認識度が高かったですが、性教育後には接触を伴わない性的な行為（ひわいな言葉を言われる、アダルトビデオを見せられる）や、避妊に協力しない（コンドームをつけてと頼んでも断られた）も多くの生徒が性暴力として挙げていました。

性教育後の自由記述については次のとおりです。

４　自由記述（抜粋）

・自分の体の変化について人と違うから少し気にしていたけど、今日の話でそれは個人差があると聞いて少し安心しました。
・私はずっとどちらの異性も好きなことはおかしいことだと思っていたので LGBT の話を聞いてすごく安心しました。
・月経が来たり来なかったりなので聞けて安心しました
・生理の時はイライラするとか気持ち悪くなるとかは知っていたけど、腰や体調が悪くなるとかはあまりわからなかったので、生理中の女子は大事にしようと思いました。
・マスターベーションをすることは別に悪くないと改めて知りました。
・コンドームをつければ妊娠しないと思っていたのですごくびっくりしました。
・壁ドンとかは少女マンガの中でキュンキュンするものだと思ってたから DV なんだと知ってびっくりしました。
・よくテレビで DV された人とか再現されていて、暴力だけが DV だと思っていたけど、話を聞いて相手が嫌だと感じたら、それが DV になると知って驚きでした。
・今までの恋愛を思いだすと DV だなって思うことがいくつかあったので、今日の授業を聞いてこれからの自分の恋愛で DV がおきないように人生をつかんでいきます。
・話を聞いていると気分が悪くなるので聞かないようにしていました。すいません。
・自分の好きな相手や彼氏だからと言って何でもしていいということではないということを知りました。
・「壁ドン」は友達が本当に追い込まれてされたことがあるのですが、確かに恐怖を感じました。
・デート DV をされたり、したときには誰かに相談しようと思いました。
・下ネタは今まで笑いながら聞いていたけど、実際性暴力にあった人には本当に笑い事じゃないんだろうなって思いました。
・今日の話は深すぎて聞くのが辛かったです。男女で分けて行った方がいいと思います。
・自分から調べることはほとんどなかったので、前アンケートを取るときはわからないことがほとんどで今日の講演を聞いて覚えることができて良かったです。

５　考察

NPO 法人性暴力被害者支援センター・ひょうごは、平成 25 年（2013 年）4 月に兵庫県で初めて開設された性暴力被害に特化したワンストップ支援センターであり、「性暴力被害にあった人へのより良い支援を提供する」とともに「誰もが安心して暮らすことのできる、性暴力のない社会を作る」ことを理念として活動してきました[4]。同団体が主宰する「ひょうご性教育研究会」では、参加する学校教諭らそれぞれの学校のニーズに合わせて、性教育講演内容（デート DV や性の多様性、性感染症や妊娠の予防など）を提供できるよう、講演前の生徒の状況や講演後のアフターケアについて学校側ときめ細かな情報交換を行っています。

講演会形式では性に関する話題がときにトラウマを再燃させてしまう危険性をはらんでいるため、大勢の生徒と一斉に「聞かされる」ことによって傷つく生徒がいないかを配慮する必要があります。また、講演後には性に関するタブー感が薄れるため、これまで黙っていた性被害についての開示があることを多く経験します。講師は「周囲の信頼できる大人に相談してください」と子供たちに伝えているので、開示があった際には二次被害をおこさないよう、学校ぐるみで危機対応していくことが肝要です。

今回の調査研究は「ひょうご性教育研究会」に参加している学校教諭の協力のもと実施した。これまでも自由記述の感想は性教育講演後に実施していましたが、今回のように前後で理解度を調査したのは初めての試みでした。

講演前は「プライベートゾーン」「包茎」「ピル」「コンドーム」といった言葉自体がわからない生徒も多くいました。個人差の大きい年齢ではあるものの、全体として中学 3 年生の方が 2 年生に比較して性に関する知識が多いことが講演前の正答率の高さ、わからない率の低さから示唆されましたが、設問自体がやや不適切と思われるものもありました。

例えば、「男性か女性かは性器の違いである」という設問は「性別は性器という身体だけでなく、染色体や心の性といったいろいろな要素がある」と講話の中で説明したことが理解できているかを確認しましたが、先行した A 中学では正答率が低かったため、B 中学では丁寧に説明しました。

「ごくまれに身体の性別に違和感を持つ人がいる」という設問は「けっして少なくない」ことを強調したつもりでしたが、設問の後半部分にひかれて〇とした回答が多く見られました。自由回答では「自分も性別に違和感を持っている」とのカミングアウトが複数見られたことで、「まれではない」ことが明らかになったともいえます。

また自由記述では「月経痛でしんどかったけど変じゃないってわかって安心しました（女子）」「月経の時の女子は大切にしないとだめだ（男子）」と月経に関して女子だけでなく男女混合で話をすることの必要性が明らかになりました。一方で、異性を意識し始める中学生という時期に、外性器の話を隣に異性がいる状態で聞く気恥ずかしさいたたまれなさも理解できるため、外部講師によって生物の授業のように淡々とすすめていく雰囲気も重要です。

デート DV に関する設問では、「壁ドン」は先行した A 校ではほとんどふれなかった結果、講演後も「デート DV」だとは認識されなかったが、それをふまえて B 校では「たとえ好きな相手でも、力づく・無理やりの行為は DV です」と強調し、壁に押しつけられたときのかわし方等も解説したところ、講演後には DV であると多くの生徒が認識し、自由記述でも「女子のあこがれの壁ドンが DV だったとは」「実際にされてこわかった」など「壁ドン」に関する感想が多数見られました。そのほかの束縛やモラルハラスメント行為も DV だとの認識が講演後には高くなっており、男女交際の始まる中学生の時期に、「奥手な女子に積極的な男子」といったジェンダーバイアスにとらわれる

ことなく、お互いの意思を尊重したのびのびした恋愛をはぐくんでいってほしいものです。ただ、講師の主張を子どもたちは批判することなく素直に受け入れており、講話内容の妥当性や公平性に関しては当該校の教諭を含め、前述の「ひょうご性教育研究会」といったオープンな場で事前に検討しておく必要があると考えられました。

性暴力に関しては、講演前は身体接触を伴わないものについては性暴力という認識が低かったですが、講演後はすべての項目が性暴力にあてはまるとなっており「自分の意思に反した無理やりの性行為は性暴力」というメッセージが伝わっていました。

ユネスコの国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは、15 歳までの学習目標として「性的虐待やジェンダーに基づいた暴力のすべては人権侵害である」「性別役割とその期待は性的関係における交渉に影響を及ぼす」「誰もが性的な行為をするかしないかをコントロールする権利を持つ」を挙げています。日本ではセクシュアリティ教育について小中学校を通じ系統的に実施されてはおらず、1 時間という限られた時間の中ですべてを伝えることは不可能ではありますが、本調査のアンケート結果から外部講師の果たす役割は大きいことが明らかとなりました。ライフスキルは学習し、実践を伴うものです。性教育はライフスキルとして性の健康が侵害されることを防ぎ、人が人と結びつくことの喜びを享受できる土台となります。今回「壁ドン」のような時代をあらわすテーマで、子供たちだけでなく、学校教諭や保護者、地域の大人たちもまじえて、自由な討議ができていけばよいと考え、事業報告のタイトルとしました。

【謝辞】調査にご協力いただいた兵庫県の 2 中学校の生徒の皆様、先生方に心より感謝申し上げます。

---

[1] 大阪府警察ホームページ　性犯罪の発生状況（平成 28 年）
https://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/seihan_kodomo/waisetsu_hassei26_1.html

[2] 浅井春夫ほか訳：国際セクシュアリテイ教育ガイダンス．明石書店、p55　2017 年

[3] 浅井春夫ほか訳：国際セクシュアリテイ教育ガイダンス．明石書店、p202－204、2017 年

[4] NPO 法人性暴力被害者支援センター--ひょうごホームページ　https://1kobe.jimdo.com/

表１

性のこと知ってる？クイズ

受講　□前　・　□後

性についてのあなたの知識をチェックしてみよう！
下のあてはまるところに ○ を記入してください

		正	誤	わからない
1	男性か女性かは外性器の違いである			
2	ごくまれに身体の性別に違和感を持つ人がいる			
3	プライベートゾーンとはパンツで隠れる部分をいう			
4	包茎（ほうけい）は手術をしないと治らない			
5	生理の時に痛み止めはのまない方が良い			
6	性感染症は症状が出ないものもある			
7	ピルでは性感染症はふせげない			
8	コンドームをつけると妊娠しない			

9　**デートDV** だと思うものに○をしてください

(　)グーでなぐる
(　)壁ドン
(　)バカとののしる
(　)ケータイをチェックする
(　)デート代をいつもおごらされる
(　)他の男子／女子とは口をきくなと言われる
(　)別れるなら自殺すると言う

10　**性暴力**だと思うものに○をしてください

(　)電車でちかんにあう
(　)道で露出した下半身を見せられる
(　)ひわいなことを言われる
(　)アダルトビデオをみせられる
(　)裸の写真を撮って送れと言われる
(　)コンドームをつけてと頼んでも断られた
(　)無理やりキスされた

図１（Ａ）Ａ中学校2年生

問1	講演前	講演後
○	48	75
×	22	63
わからない	95	24
記入なし	1	5
	166	167

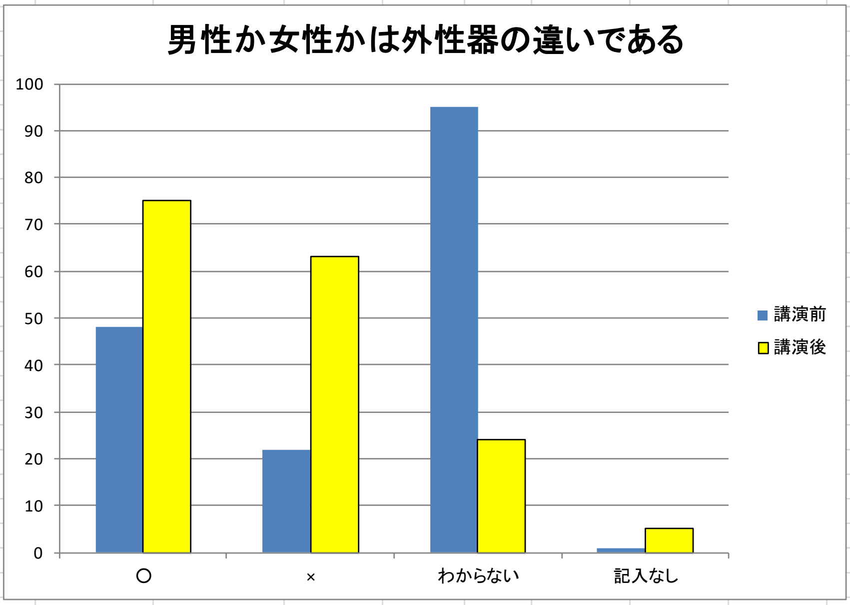

問2	講演前	講演後
○	66	154
×	16	6
わからない	83	7
記入なし	1	0
	166	167

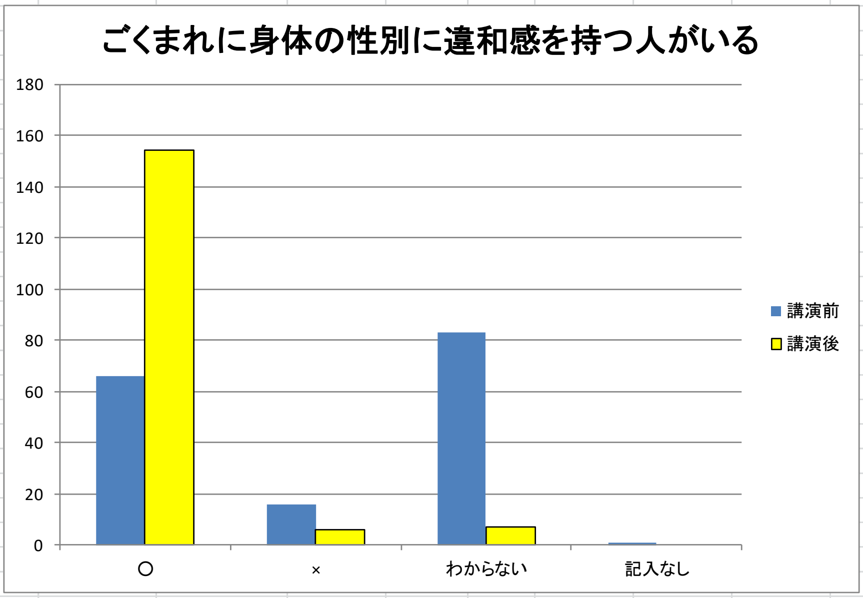

問3	講演前	講演後
○	49	20
×	39	136
わからない	76	11
記入なし	2	0
	166	167

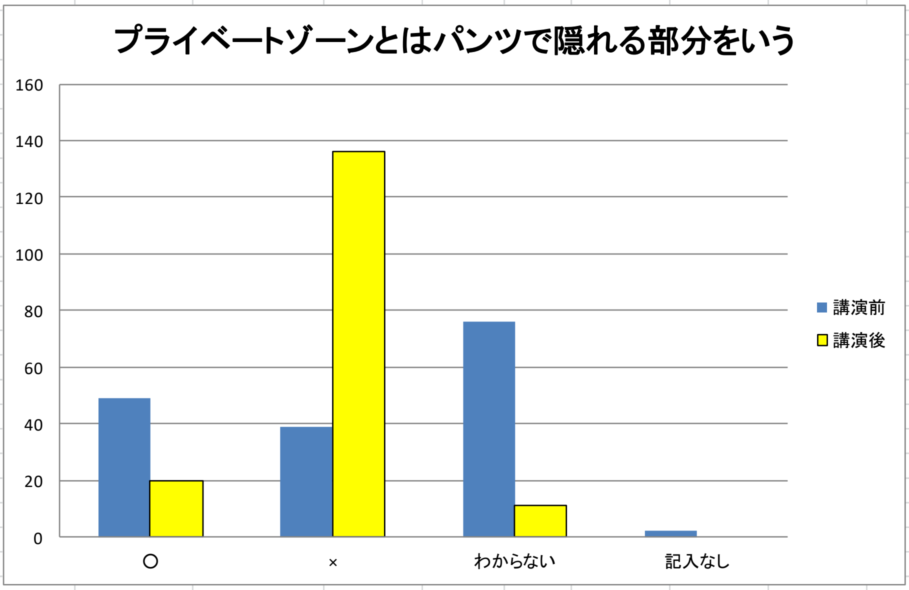

問4	講演前	講演後
○	12	25
×	11	92
わからない	142	50
記入なし	1	0
	166	167

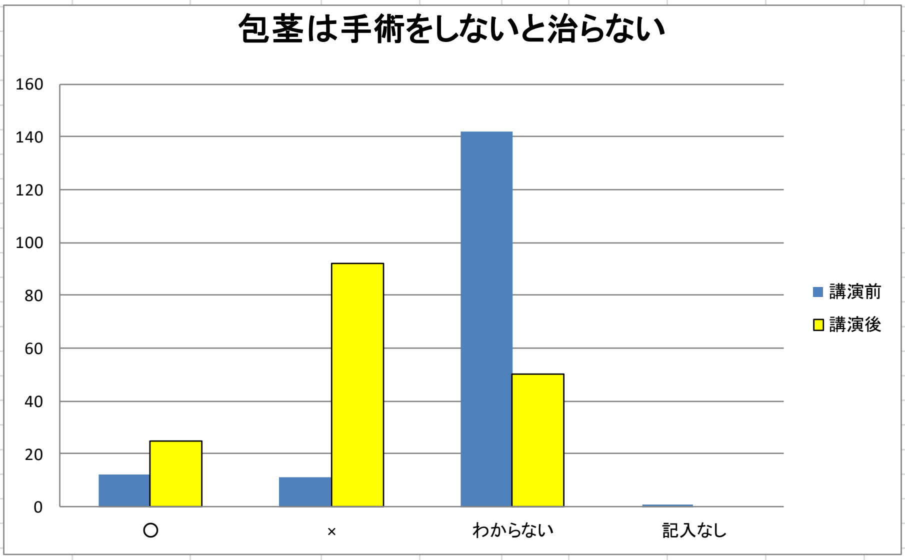

問5	講演前	講演後
○	15	18
×	30	111
わからない	118	38
記入なし	3	0
	166	167

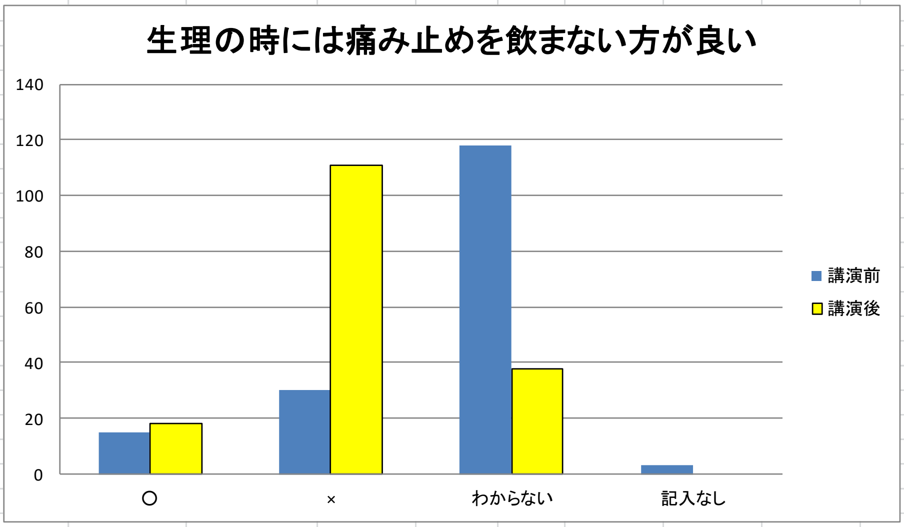

問6	講演前	講演後
○	17	118
×	10	28
わからない	138	20
記入なし	1	1
	166	167

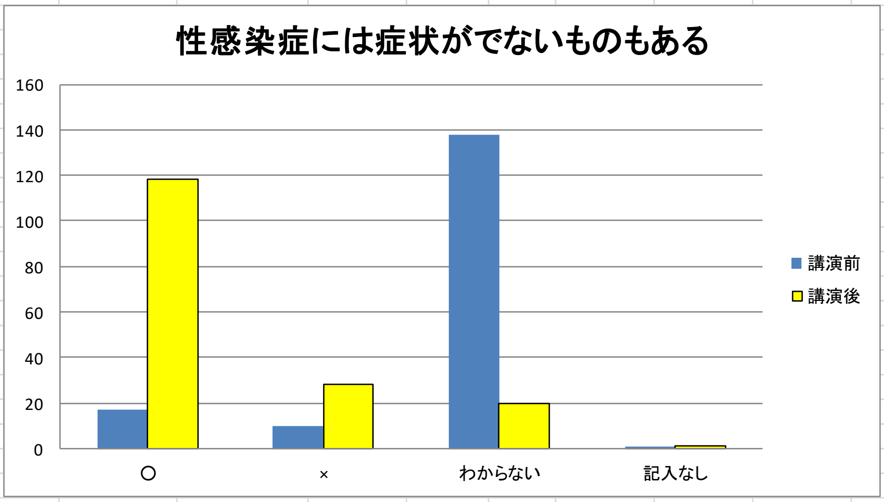

問7	講演前	講演後
○	16	82
×	7	46
わからない	141	37
記入なし	2	2
	166	167

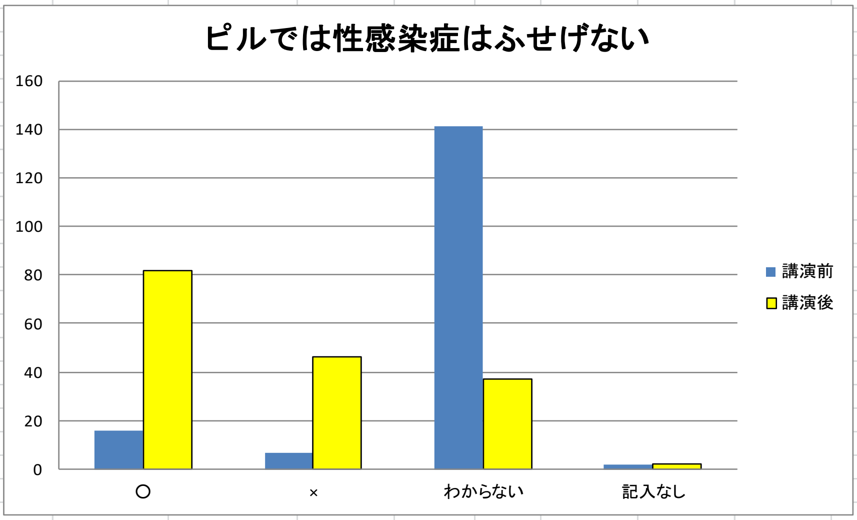

問8	講演前	講演後
○	36	34
×	17	113
わからない	112	19
記入なし	1	1
	166	167

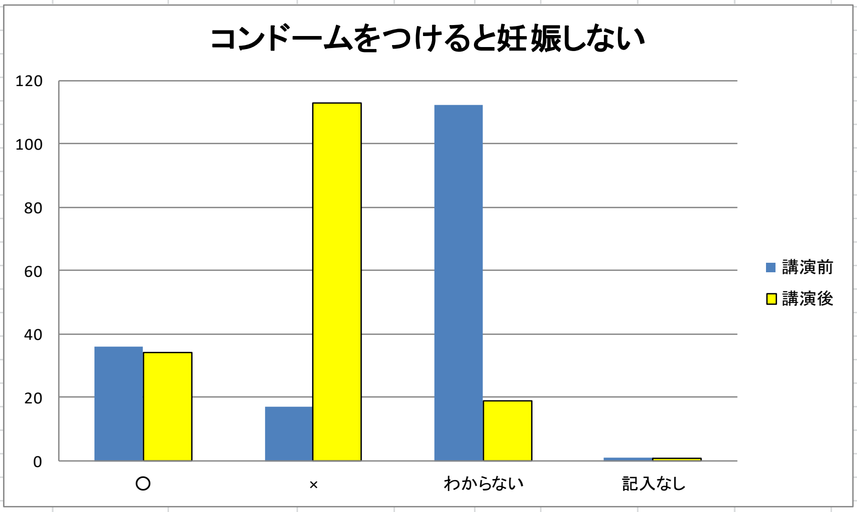

問9	グーでなぐる	壁ドン	バカとののしる	ケータイをチェック	デート代をいつもおごらされる	他の男子/女子と口きくなと言われる	別れるなら自殺すると言う
講演前	121	21	41	48	56	67	77
講演後	150	30	101	147	133	142	107

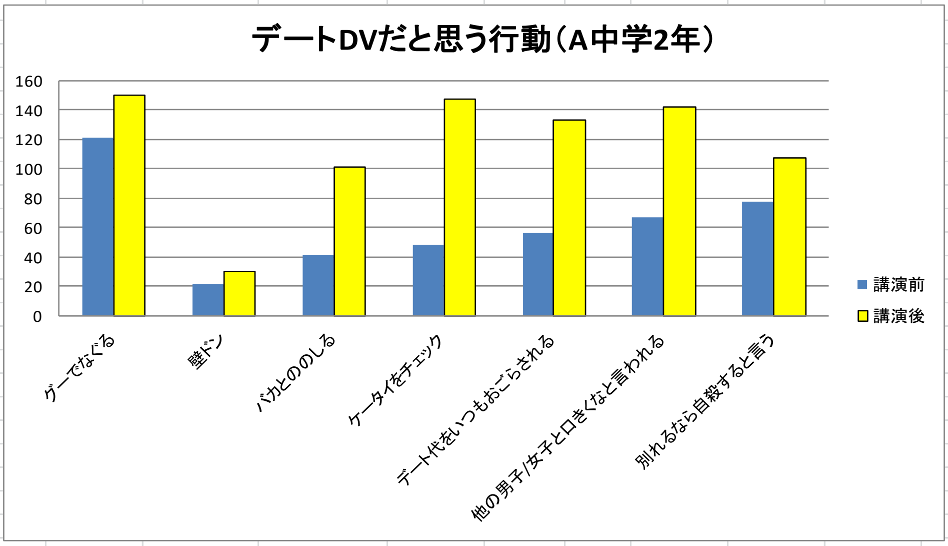

問10	電車でちかんにあう	道で露出した下半身を見せられる	ひわいなことを言われる	アダルトビデオを見せられる	裸の写真を撮って送れと言われる	コンドームをつけてと頼んでも断られた	無理やりキスされた
講演前	109	94	57	60	103	58	94
講演後	132	126	122	111	125	110	119

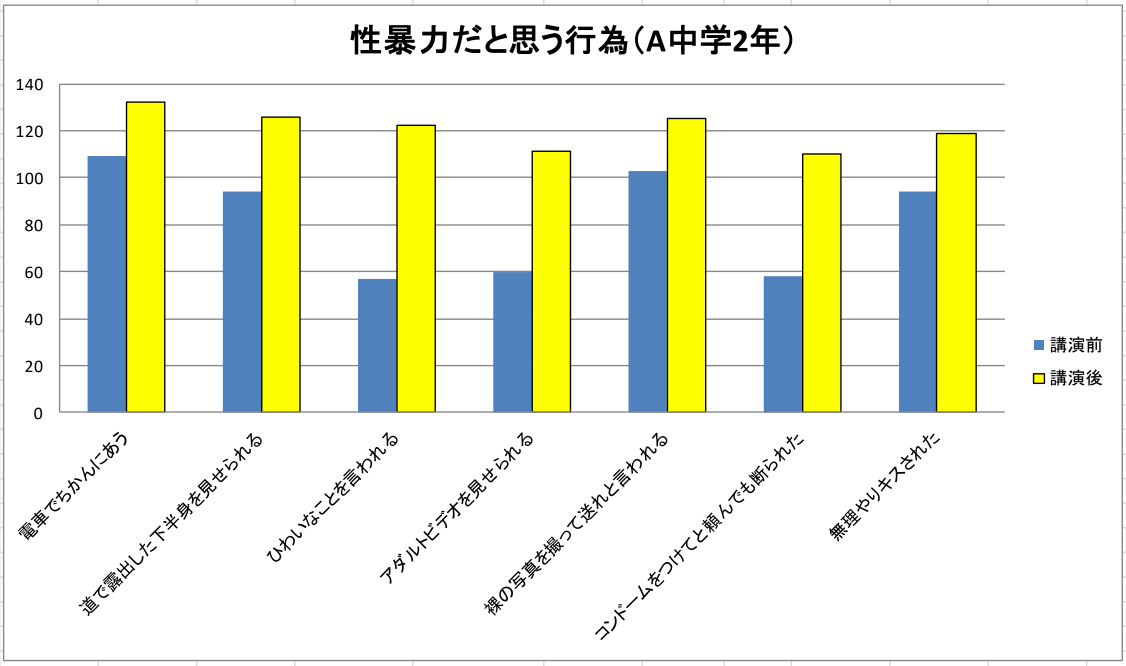

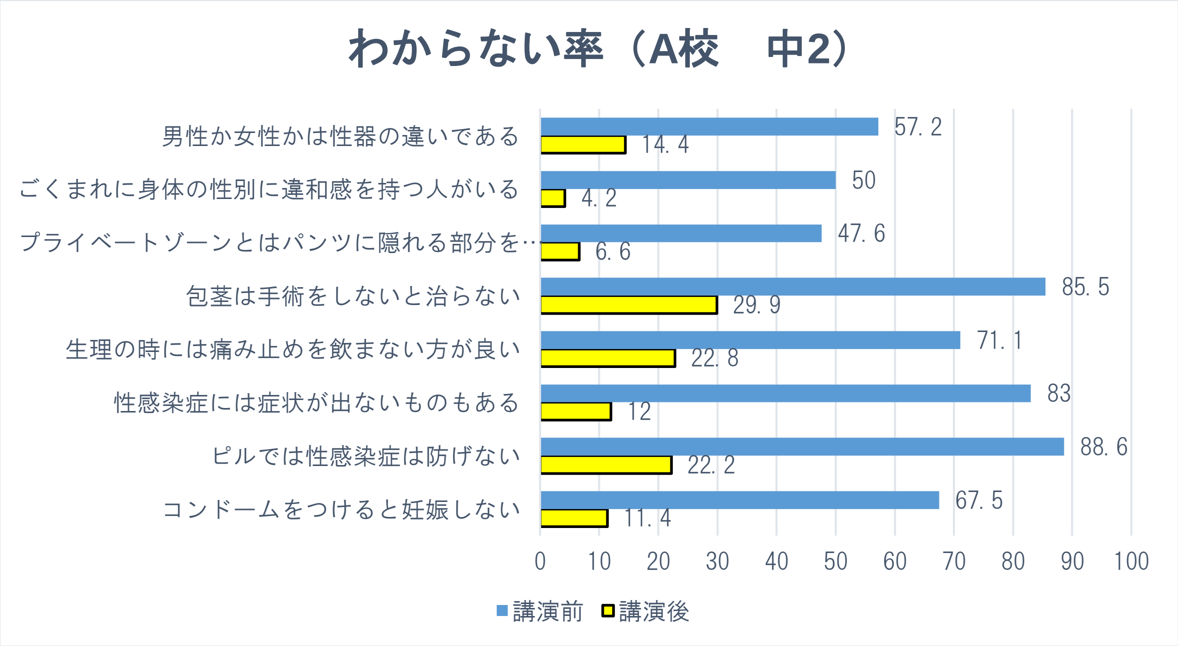
わからない率（A校　中2）
男性か女性かは性器の違いである
ごくまれに身体の性別に違和感を持つ人がいる
プライベートゾーンとはパンツに隠れる部分を…
包茎は手術をしないと治らない
生理の時には痛み止めを飲まない方が良い
性感染症には症状が出ないものもある
ピルでは性感染症は防げない
コンドームをつけると妊娠しない
57. 2
14. 4
50
4. 2
47. 6
6. 6
85. 5
29. 9
71. 1
22. 8
83
12
88. 6
22. 2
67. 5
11. 4
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
100
講演前
講演後

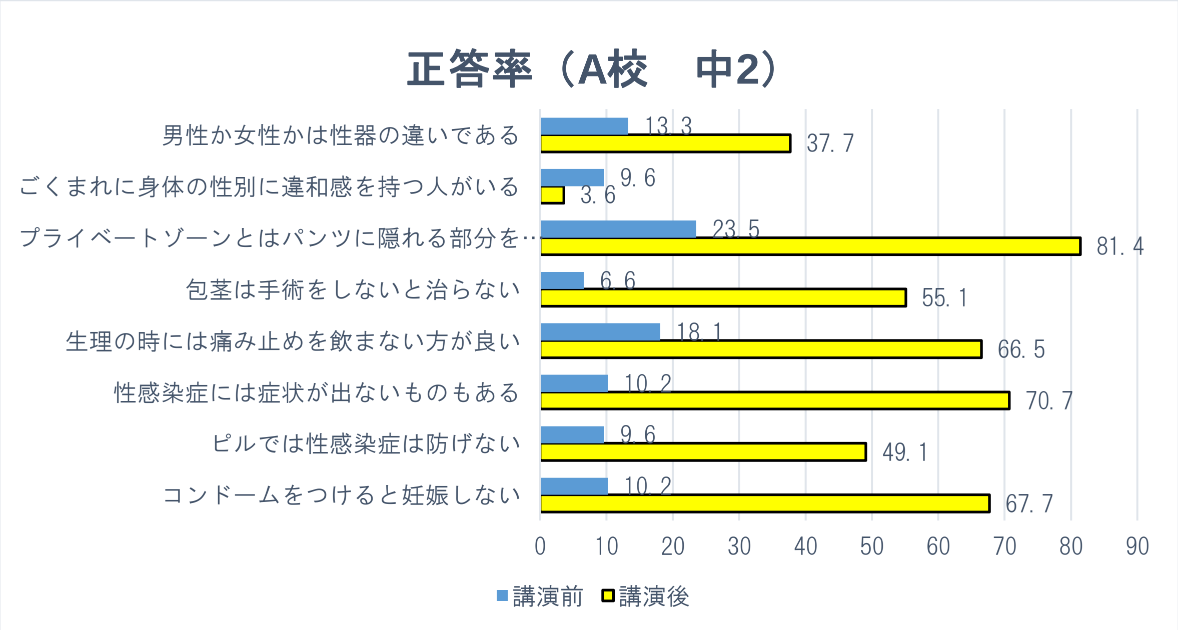
正答率（A校　中2）
男性か女性かは性器の違いである
ごくまれに身体の性別に違和感を持つ人がいる
プライベートゾーンとはパンツに隠れる部分を…
包茎は手術をしないと治らない
生理の時には痛み止めを飲まない方が良い
性感染症には症状が出ないものもある
ピルでは性感染症は防げない
コンドームをつけると妊娠しない
13. 3
37. 7
9. 6
3. 6
23. 5
81. 4
6. 6
55. 1
18. 1
66. 5
10. 2
70. 7
9. 6
49. 1
10. 2
67. 7
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
講演前
講演後

図2（B）B中学校3年生

問1	講演前	講演後
○	94	81
×	45	126
わからない	124	42
記入なし	0	0
	263	249

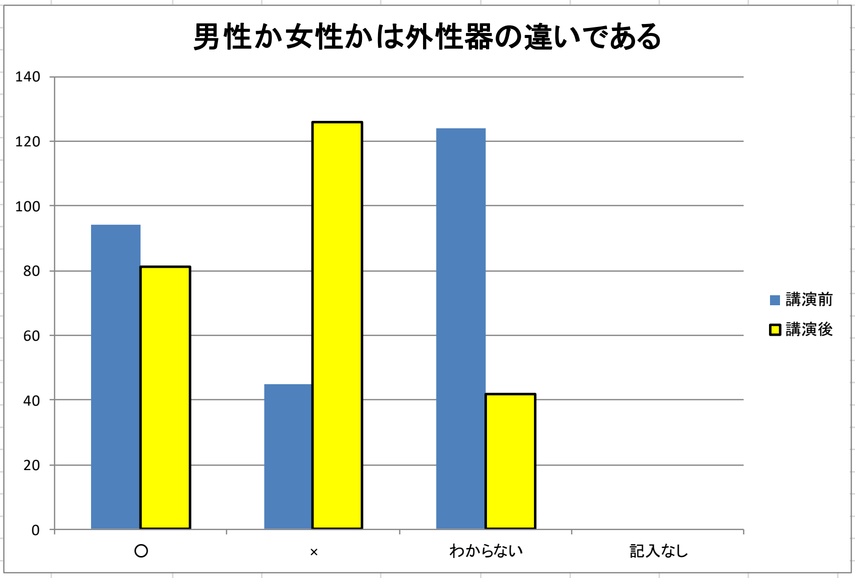

問2	講演前	講演後
○	104	208
×	24	17
わからない	135	23
記入なし	0	1
	263	249

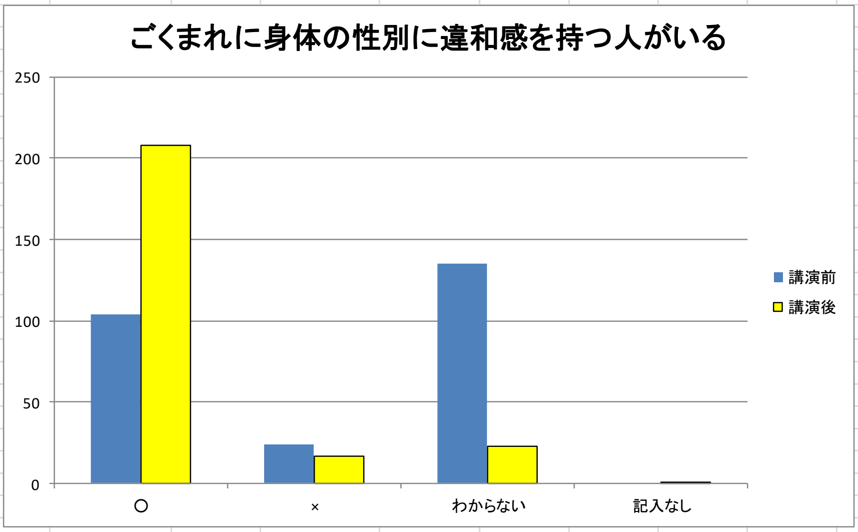

問3	講演前	講演後
○	51	116
×	42	110
わからない	169	23
記入なし	1	1
	263	250

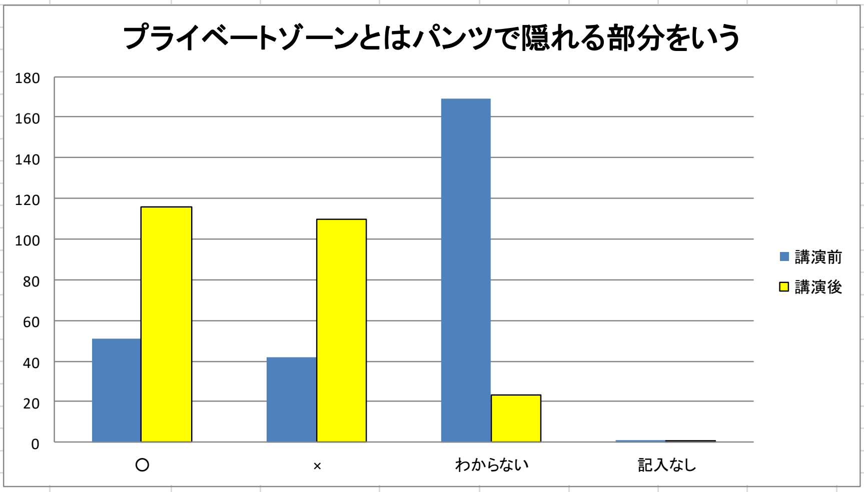

問4	講演前	講演後
○	19	24
×	31	173
わからない	213	52
	0	0
	263	249

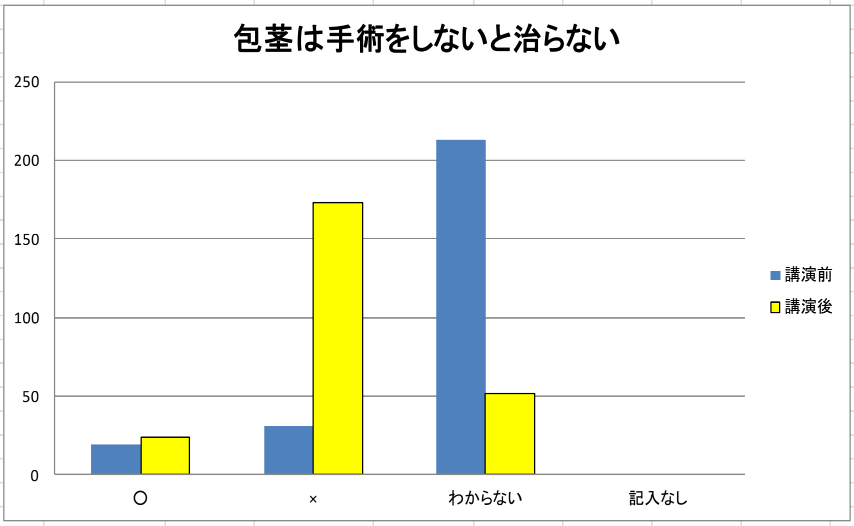

問5	講演前	講演後
○	25	10
×	68	211
わからない	170	28
記入なし	0	0
	263	249

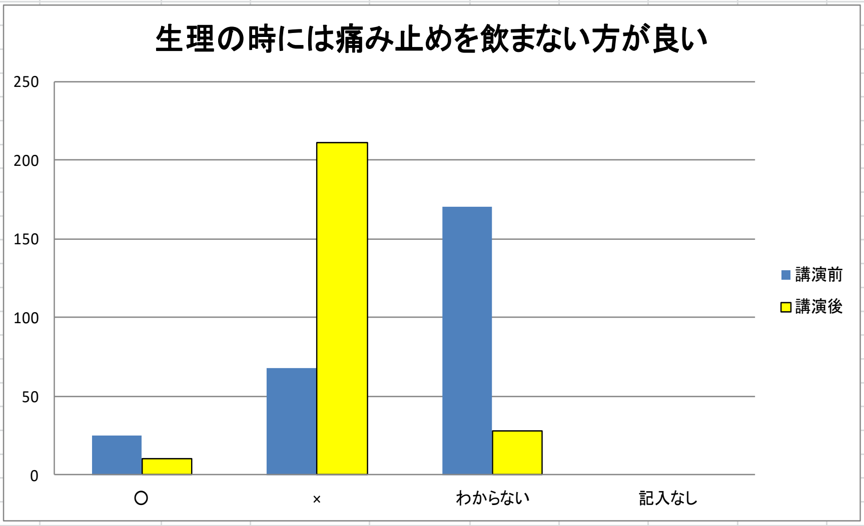

問6	講演前	講演後
○	32	141
×	20	55
わからない	211	52
	0	1
	263	249

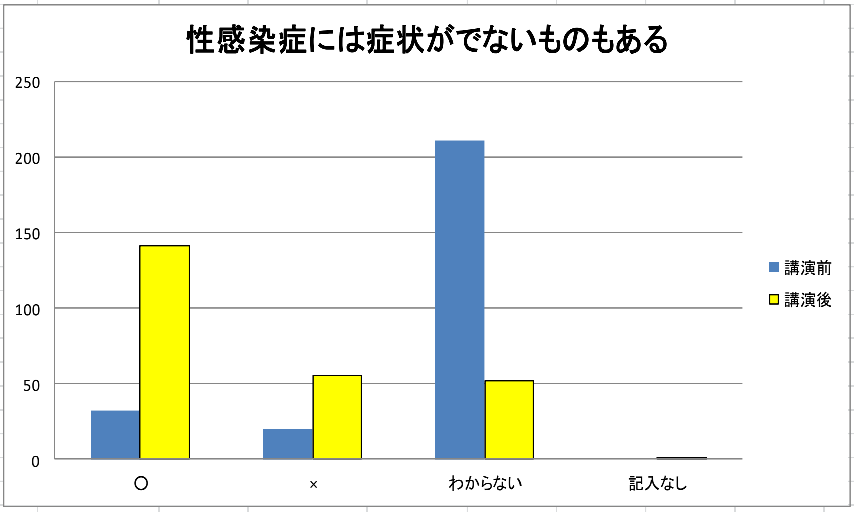

問7	講演前	講演後
○	30	160
×	11	34
わからない	220	55
記入なし	2	0
	263	249

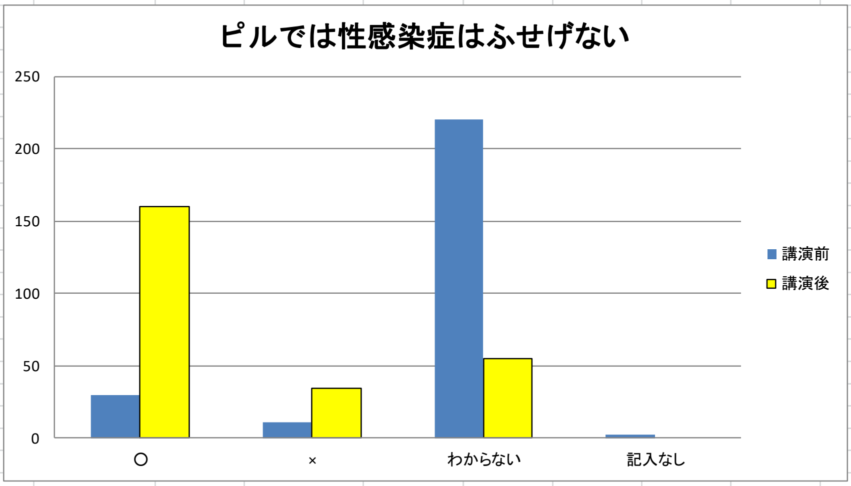

問8	講演前	講演後
○	48	19
×	57	181
わからない	157	47
記入なし	1	2
	263	249

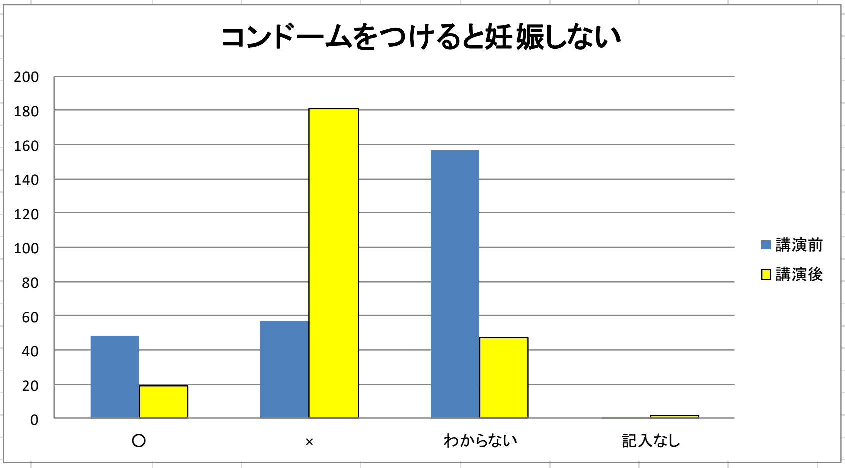

問9	グーでなぐる	壁ドン	バカとののしる	ケータイをチェック	デート代をいつもおごらされる	他の男子/女子と口きくなと言われる	別れるなら自殺すると言う
講演前	207	21	38	65	100	86	143
講演後	234	202	189	232	220	237	215

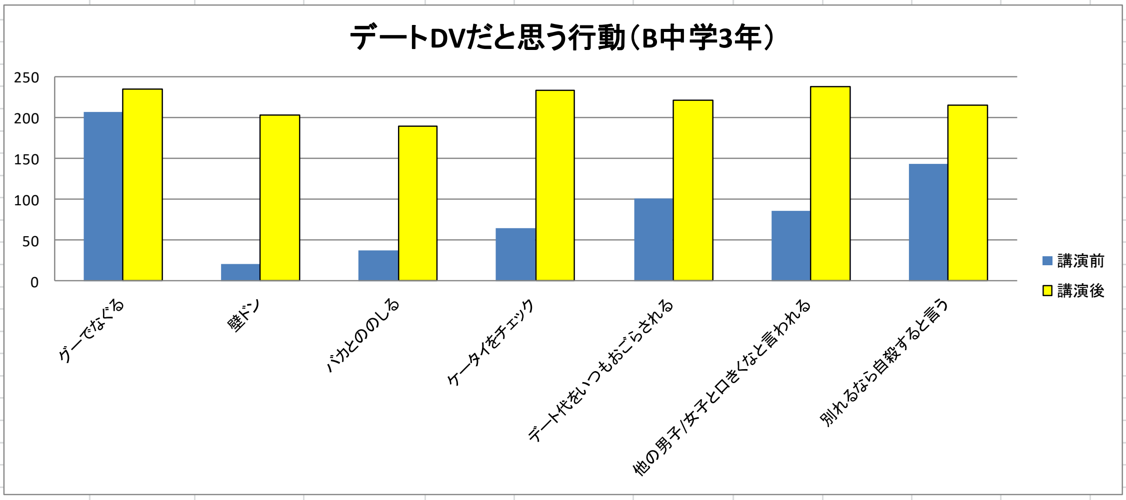

問10	電車でちかんにあう	道で露出した下半身を見せられる	ひわいなことを言われる	アダルトビデオを見せられる	裸の写真を撮って送れと言われる	コンドームをつけてと頼んでも断られた	無理やりキスされた
講演前	202	174	107	123	182	129	174
講演後	238	238	223	234	233	233	221

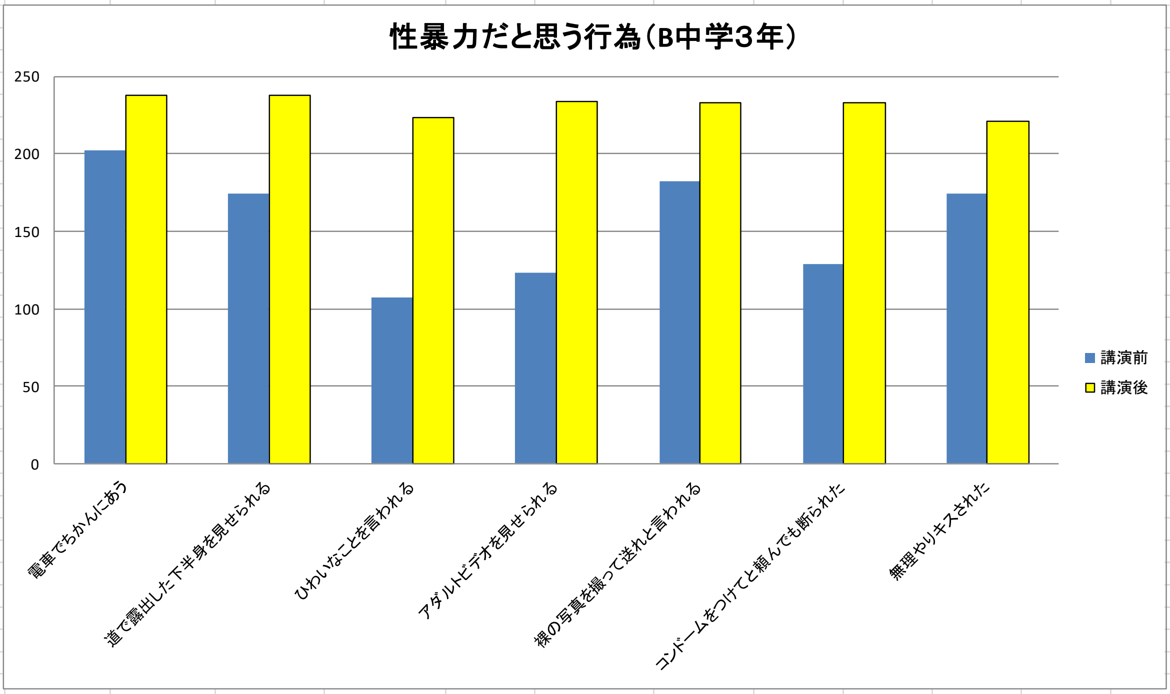

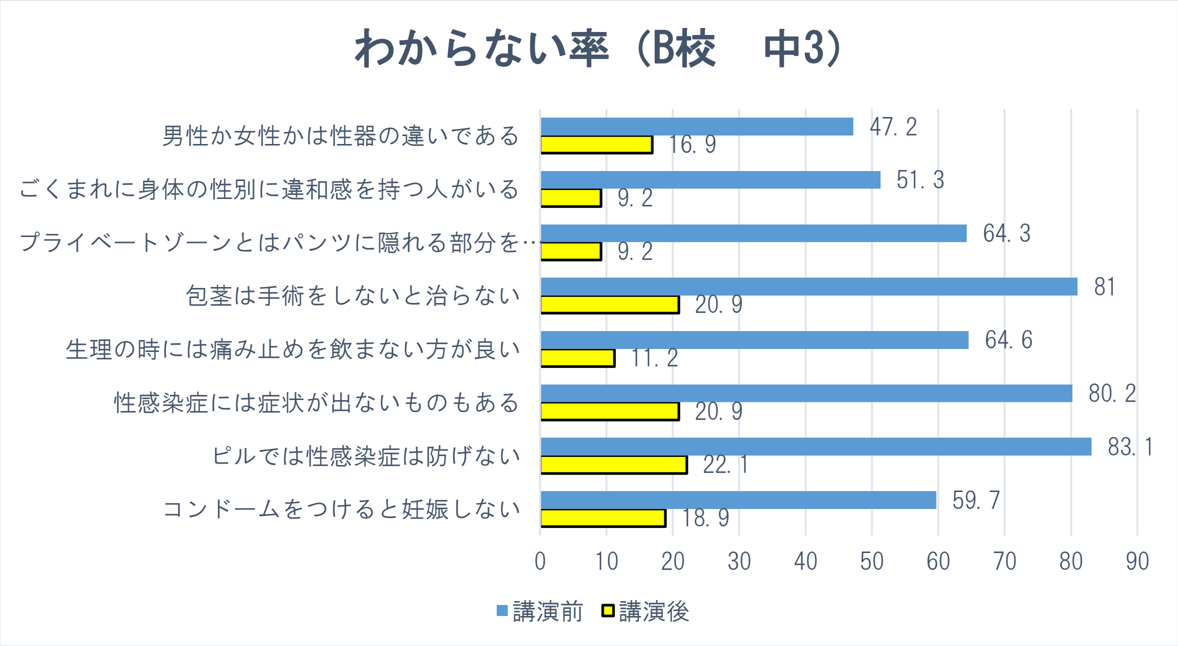
わからない率（B校　中3）
男性か女性かは性器の違いである
ごくまれに身体の性別に違和感を持つ人がいる
プライベートゾーンとはパンツに隠れる部分を…
包茎は手術をしないと治らない
生理の時には痛み止めを飲まない方が良い
性感染症には症状が出ないものもある
ピルでは性感染症は防げない
コンドームをつけると妊娠しない
47.2
16.9
51.3
9.2
64.3
9.2
81
20.9
64.6
11.2
80.2
20.9
83.1
22.1
59.7
18.9
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
講演前
講演後

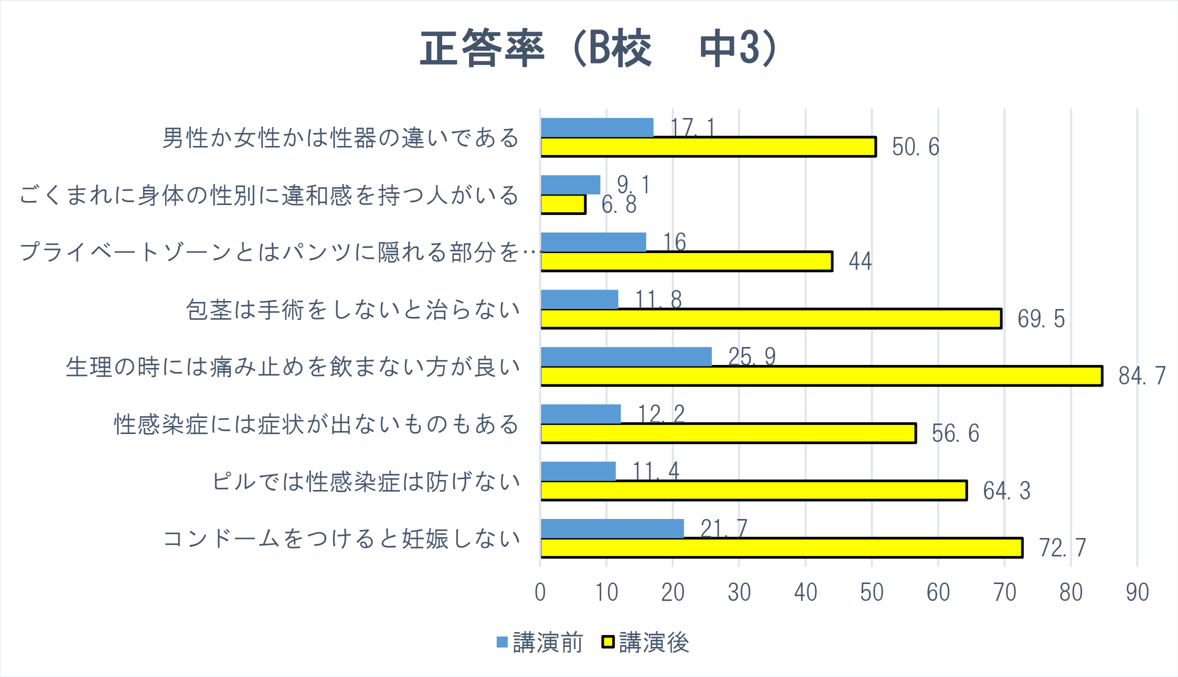
正答率（B校　中3）
男性か女性かは性器の違いである
ごくまれに身体の性別に違和感を持つ人がいる
プライベートゾーンとはパンツに隠れる部分を…
包茎は手術をしないと治らない
生理の時には痛み止めを飲まない方が良い
性感染症には症状が出ないものもある
ピルでは性感染症は防げない
コンドームをつけると妊娠しない
17.1
50.6
9.1
6.8
16
44
11.8
69.5
25.9
84.7
12.2
56.6
11.4
64.3
21.7
72.7
0
10
20
30
40
50
60
70
80
90
講演前
講演後

若年層をとりまく性暴力被害の背景にあるものと予防教育の必要性

遠矢家永子

（NPO 法人 SEAN 教育部門「G-Free」・相談部門代表）

１　若者をとりまく社会的背景

日本は「子どもの権利条約」（1989 年、国連採択）を平成 6 年（1994 年）に批准しました。また、平成 11 年（1999 年）には男女共同参画社会基本法と児童買春・児童ポルノ処罰法を制定しています。

基本法の制定は、NPO 法人 SEAN の前身である保育サポートグループを平成 9 年（1997 年）に結成してすぐの頃で、社会全体が「男女共同参画」や「ジェンダーフリー」という概念に対して、前向きに取り組もうという機運に満ちた時期でした。各自治体でも、条例や計画が策定され、学校現場でもジェンダー平等教育や性教育に力を入れ始めていました。

ところが、平成 13 年（2001 年）頃から、いわゆる「バックラッシュ」としてジェンダーフリーや性教育「バッシング」が起こり始め、「鯉のぼりやひな祭りなどの日本のよき伝統を廃止する考えである」「男女を一緒の更衣室で着かえさせている」など、「行き過ぎたジェンダーフリー教育は問題である」といった声が大きくなっていき、子供を対象とする性教育やジェンダー平等教育は自粛に追い込まれていきました。

平成 12 年（2000 年）以降、エイズ予防などの観点も含め、ようやく取り組み始められた学校での性教育でしたが、その結果子供たちは正しい性の知識を学ぶ機会が奪われていきました。

それと並行して、平成 16 年（2004 年）には Facebook、平成 18 年（2006 年）twitter、平成 23 年（2011 年）LINE といった SNS が急速に普及し、子供たちにとってもゲーム機やスマホなどで日常的にネットにアクセスできるようになりました。性に興味を持ち始める思春期の頃、興味本位に遭遇する性情報には誤った情報も多く、性暴力をも性行為の１つのバリエーションとして学習してしまうといった問題が起こり始めました。

また、平成 13 年（2001 年）に秋葉原にてメイドカフェ 1 号店がオープンし、少女たちが客にご奉仕するといったビジネスが全国的にひろがりました。平成 17 年（2005 年）には「会いに行けるアイドル」が秋葉原にある劇場から誕生し、その人気ぶりから酷似する地下アイドルなるものがひろがりを見せはじめ、少女性の商品化、低年齢化に拍車がかかっていきました。現在では 5～6 歳の地下アイドルも存在し、握手会や抱っこ会、ハグ会などの「接触商法」も後を絶ちません。

2010 年代には JK（女子高生）ビジネスが都市部で登場し、ジュニアアイドルによる「着エロ」（着衣のあるエロティシズム）写真集や DVD が発売され、児童ポルノが問題視される中、平成 26 年（2014 年）に児童買春・児童ポルノ処罰法がようやく改正されるに至りましたが、ネット上の児童ポルノを一掃するだけの力はまだ持ち得ていません。

平成 29 年（2017 年）3 月には、内閣府男女共同参画局が、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JK ビジネス』問題等に関する関係府省対策会議を設置し、毎年 4 月をＡＶ出演強要・「ＪＫビジネス」等被害防止月間とし、警察による取り締まりの強化や、教育・啓発の強化・相談体制の強化などに本腰を入れ始めることとなりましたが、この会議設置に対する異議も起こり始めており、

子供を守るための法整備や組織体制も追い付いていないのが現状です。
　子供たちをとりまく、性教育の現状は未だに自粛傾向にあり、取り組まれていたとしても、母親のおなかから生まれる経緯を教える「出産教育」や「命の教育」、正しさを教え込む「性道徳教育」の域を出ていません。性の正しい知識だけでなく、性別役割規範となるジェンダーに敏感な視点を育み、自己選択していくための人権教育の普及に取り組んでいかなければなりません。

２　出前授業で出会う子供たちの現状

　SEAN では、平成 14 年（2002 年）より「ジェンダーと暴力」をテーマとした人権教育出前授業に取り組んでいます。子供自身が、幸せに生きる権利を行使できる力を育んでいくためのプログラムの提供です。
　「男子は強く、泣かない、弱音を吐かない」「女子はかわいく、思いやりをもって、優しく」といった考えを、親や祖父母などの大人たちや兄弟姉妹、そしてメディアなどから学んでいる子供たちに授業の中で出会います。
　「男子は泣くな」と怒られる中で弱みを見せてはいけないと思い、困ったことが起こっても助けを求められず、逃げることもできずに、自分より弱いものを支配することを「強さ」だと思い込み、デート DV やいじめの加害者になってしまったり、自分自身を追い込んで引きこもったり、自殺に追い込まれたり。「女子は優しく」と促される中で、相手を立てることばかりを身に着け、被害に遭っても声を上げられず我慢してしまったり、被害に遭っていることに気づけなかったり。
　授業では、未就学児から小中高大学生まで年齢に応じた手法で、一人ひとりがかけがえのない存在であり幸せに生きる権利があることや、日常的に起こっている暴力の連鎖の構造について学び、暴力を使わない尊重し合える関係を選んでいける力を自分がもっていることを学びます。加害者や被害者にさせないために、子供たちをエンパワーし、主体的に楽しく学べる授業を目指しています。
　地域や学校によって、あるいはクラスによって傾向は異なりますが、授業で出会う子供たちを見ていると、最近、次のような傾向が目につきます。

(1)自分の気持ちが自覚できない

　今、自分はどんな気持ちでいるかを知ることは、被害者にも加害者にもならないためには必要不可欠です。自分に何が起こっているか、それを自分はどう解釈しているかを知り、客観的に現状を把握する手掛かりになるからです。「悲しい」「情けない」「怖い」といった、どちらかといえばネガティブだと思われている感情もフタをせず、しっかり感じ、それを表現するかしないか、するのであればどんなふうに表現するかを自分で選ぶことができれば、それによって引き起こされる出来事の結果を引き受けていく力にもなります。
　「今、どんな気持ち？」という問いに対して、何を答えればいいのか、そもそも気持ちが動いている事さえも気づけない子供が多くなっています。「悲しい」「うれしい」といった自分自身の中の気持ちを通して、自分の身に起こっている尊重や侵害を理解し、人や自分の尊厳を搾取されることに対して「NO」を言える人権力について学習するのではなく、正しい答えは自分の外にあり、それを覚え、その考えを読み取ることを学習させられているのではないでしょうか。

(2)子供の権利について学んでいない

　平成 6 年（1994 年）に日本が批准した「子どもの権利条約」について、子供たちの多くが深く

学んでいません。権利条約があることを授業で学習していたとしても、そこに書かれている意味までは理解できておらず、学校図書にも「子どもの権利条約」関連の本が蔵書として置かれていない自治体も目につきます。

「学校で学ぶことは『権利』ではなく『義務』」と、多くの子供たちが答えます。構造的な「弱者」である子供に対して、学びや遊びの権利を保障しなければならない義務は私たち大人側にあります。「存在を認められる権利」「正しい情報を知る権利」「自分で考える権利」「自分で選ぶ権利」そして、「自分で選んだ結果を引き受ける権利」を子どもに保障することは大人の責任であると、「次世代の子供への大人の責任力」を学ぶ GCR@SEAN（ジクルアットシーン）認定講座では提唱しています。子供が被害者にも加害者にもならないために、子供自身が人権について学び、人権力を高めていくことは暴力を防止するうえで必要不可欠です。

(3)「他律」によって従うことを学んでいる

「自律」とは、「他からの支配や制約を受けずに、自分自身で立てた規範に従って行動すること」と辞書には記載されています。その「自律」を積み重ねることで、子供は「自立」へと向かいます。にもかかわらず、考え選ぶのではなく教え込まれるといった「他律」によって、「自立」させられていく傾向があります。それらは、他者からの支配に対して疑問さえ感じないまま受け入れてしまうことや、同調圧力に屈してしまうことにもつながっており、支配するものにとって、都合のいい、搾取しやすい被害者へと向かわせています。

(4)性別役割規範（ジェンダー）による男女それぞれの加害性と被害性

学校教育においては、基本的には男女平等です。しかし、親や教員の考えをもとにした指導・関わり方が、子供たちに大きな影響を与えているので、関わる大人のジェンダー規範が強ければ強いほど、子供たちの姿に「性別特性」と言われる違いが生じます。

小学校の高学年あたりから、活発に発言していた女子が意見を言わなくなっていく傾向がみられます。人前ではっきり意見を言うことは「恥ずかしいから手をあげない」という女子児童と、それに対して「意見を言うことは、チャンスなのにもったいない」と言う男子児童。そんな光景を小学4年のあるクラスで見かけました。そのクラスでは女子の全員が手をあげて発言することを拒んでいました。中学校でも、「女子は大人びていて、意見は持っていても発言しない。男子の一部は幼く、すぐに手をあげて発言したがる」と事前の打ち合わせ時にお話しされる教員が多くいます。それらの事象は性別特性として判断され、放置されていることが多くあります。観察していると、多くの女子が着目されないことに慣れ、考えがあっても発言しないことを自ら選んでしまっており、そういった規範がクラスの中にできあがっていることが見えてきます。出前授業の中で少しアプローチしただけでも、思わぬ力を引き出す場面に出合いうれしくなることもあるので、「性別特性」として決めつけることは子供たちの様々な可能性に目を向けない考えであることは明らかです。

「性別特性」という思い込みで作られる「規範」は根深く、暴力という人権侵害を受けた時にも被害を訴える力を押し込めるだけの威力があります。

出前授業の中で子供たちに問う、大人からの性別による「らしさ」の強要にはこんなものがあります。

男子　男の子だから「泣くな」「しっかりしろ」「女子には暴力をふるうな」

女子　女の子は「行儀よく」「思いやりを持て」「かわいくいなさい」

「男子力」とされる「負けない、へこたれない強さ」「女子どもを守る」という「他律」は、時

として悲しみや恐怖などの感情を封印し、泣き言を言ったり、逃げたりすることを許さず、「女子ども」よりも強い立場でいることを強要します。DV の暴行と傷害の加害者の 90%以上が、男性の加害によるものです。強さを人の上に立ち、人を支配することだと学習すると、DV やセクハラやモラハラ、パワハラによって強く見せようとしてしまうのではないかと思われます。また、自殺者も男性は、女性の 2.5 倍であることから、追いきれない責任を背負わされている結果ではないかと思います。

「女子力」とされる「かわいさ」や、「思いやり」は、加害への抑止力にはなりますが、被害を防止する力にはなりません。そういったジェンダー規範がまかり通る社会では、被害を「自業自得」とみなし、二次被害を生み出していく装置になっています。

自分の弱さを受け入れ「助けて」と人の力を借りられることも、身を守るために逃げることも「強さ」であり、相手にだけではなく自分自身へも「やさしく」あることが人との関係の中で大事であること、「人として強くやさしく」生きることについて男女ともに学ぶ機会が必要です。

3　アンケート結果からみる中学生の意識の変化

SEAN の中高大学生を対象としたデート DV 予防教育出前授業では、生徒等に対して事前にアンケートを実施し、そのアンケートデータの結果をもとに授業を組み立てています。平成 17 年（2005 年）7 月から平成 27 年（2015 年）1 月までのデート DV 予防教育出前授業の実施前アンケート結果をまとめ「若者の性意識とデート DV～互いを思いやる豊かな関係をめざして～」（2015 年 3 月 NPO 法人 SEAN 発行。以下、「報告書」と記載）を発行しました。その報告書に記載した中学生のアンケート結果と、平成 29 年度（2017 年度）に実施した出前授業（大阪府内公立中学 5 校 2 - 3 年 16 クラス〈女子 235 人・男子 256 人〉の実施前アンケート結果と比較し、最近の意識の変化について検証してみます。

問１．暴力の被害は自業自得？！

報告書では、「暴力は受ける側にも、問題や原因があると思いますか？」（中学 2 校／女子 113 人・男子 114 人）という質問に対し、女子の「思う」は 47%（大変思う 4%・やや思う 43%）、「思わない」は 53%（あまり思わない 37%・全く思わない 16%）、男子は「思う」61%（大変思う 16%・やや思う 45%）、「思わない」39%（あまり思わない 25%・全く思わない 14%）という結果でした。

平成 29 年度（2017 年度）の集計では、女子は「思う」57%（大変思う 10%・やや思う 48%）、「思わない」42%（あまり思わない 31%・全く思わない 11%）、男子は「思う」66%（大変思う 11%・やや思う 55%）、「思わない」は 33%（あまり思わない 19%・全く思わない 14%）という結果でした。

平成 29 年度（2017 年度）SEAN 授業前アンケート（大阪府内公立中学 2―3 年 5 校 16 クラス）

問１．暴力は受ける側にも、問題や原因があると思いますか？

女子						男子					
大変思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない	無記入	計	大変思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない	無記入	計
23	112	73	25	2	235	28	141	48	37	2	256
10%	48%	31%	11%	1%	100%	11%	55%	19%	14%	1%	100%
	57%		42%	1%	100%		66%		33%	1%	100%

報告書と比較すると、「思う」は女子 10%増（47%→57%）、男子 5%増（61%→66%）で男女ともに増加しており、「思わない」は女子 11%減（53%→42%）、男子 6%減（39%→33%）と減少傾向がみられ、暴力の責任は被害者にもあるとする考えは強まってきています。権力構造について学ぶ機会もなく、自己責任論が主流化する中で、二次被害が広がり、被害に遭っても被害を訴えられない状況になってきていることが見えてきます。

◇「思う」と答えた生徒の自由記述より

女子

・暴力を受ける側が、何かをして問題が発生した
・されるがままはどうか。とめるためにいろいろ手がある
・受ける側が「やめて」といえば暴力までいかない
・なんの理由もなく暴力をふるうことはない
・ターゲットにされるのが悪い

男子

・受ける側がなにかなければする側もしない
・逃げればいい
・暴力を受けている側が弱々しいから
・受ける側は何もせずに受けているから少しは反抗したほうがいい

◇「思わない」と答えた生徒の自由記述より

女子

・ストレス発散の為に利用している可能性がある
・問題があるなら、話し合いで解決すべき
・暴力という手段を使うのは人としておかしい
・ふつうに何もしない赤ちゃんもされている
・一方的な場合が多く、抵抗できないケースもある

男子

・暴力はふるう側に問題がある
・暴力はしている側の自己満足であり、受ける側は悪くない
・暴力は相手の一方的な力による押し付け
・問題や原因があっても暴力はダメ

暴力の問題や原因が、被害者にあるとする考えには２つの見解が見受けられます。１つは最初にイヤな思いをさせたのは被害者の方であるという見方と、暴力に対して抵抗しなかったことが理由に挙げられています。それとは逆に、被害者ではなく、加害者に問題があるとする意見は、いかなる問題があったとして暴力以外の方法を選ぶべきであるという意見と、そもそも加害者側にストレス等による問題があるとする見解です。

人と人との関係性には、強い立場・弱い立場と言った構造的な、あるいは腕力があるなどの具体的な力関係があることや、支配関係の中では弱者は力を奪われた状態にあり、拒否することが容易なことではないなど、日常から学んでおくことが必要です。

問 2. 恋人関係になれば性的な関係は当たり前？！

報告書では、「恋人関係になれば、相手からのキスなどの性的な要求にこたえるべきだと思いますか？」（中学 9 校／女子 419 人・男子 460 人）という質問に対し、女子は「思う」31%（大変思う 4%・やや思う 27%）、「思わない」64%（あまり思わない 47%・全く思わない 17%）「無記入」5%、男子は「思う」37%（大変思う 9%・やや思う 28%）、「思わない」59%（あまり思わない 42%・全く思わない 17%）、「無記入」4%という結果でした。

平成 29 年度（2017 年度）の授業実施前アンケート結果では、女子は「思う」28%（大変思う 3%・やや思う 25%）、「思わない」71%（あまり思わない 55%・全く思わない 17%）男子は「思う」45%（大変思う 12%・やや思う 33%）、「思わない」男子 51%（あまり思わない 35%・全く思わない 16%）、「無記入」4%という結果でした。

平成 29 年度（2017 年度）SEAN 授業前アンケート（大阪府内公立中学 2ー3 年 16 クラス）
問２．恋人関係になれば、相手からのキスなどの性的な要求にこたえるべきだと思いますか？

女子						男子					
大変思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない	無記入	計	大変思う	やや思う	あまり思わない	全く思わない	無記入	計
7	59	129	39	1	235	30	85	90	40	11	256
3%	25%	55%	17%	0%	100%	12%	33%	35%	16%	4%	100%
	28%		72%		100%		45%		51%	4%	100%

報告書のデータと比較すると、女子の「思う」（31%→28%）は 3%減少し、「思わない」（64%→72%）は 8%増加しましたが、男子の「思う」（37%→45%）は 8%増加し、「思わない」（59%→51%）は 8%減少しました。

恋愛や性行為に関して興味を持つ時期に、子供は自ら情報を得ようとします。その情報源は、マンガや SNS、友だち、上級生からによるもので、性別によって得ている情報の違いによるものではないかと思われます。

ゲーム機やスマホなどの機器の普及によって、子供たちは SNS から情報を入手しています。誤った情報の中で溺れかけている子供たちに、正しい情報を早急に提供すべきです。

◇「思う」と答えた生徒の自由記述より

女子

・こたえなければ罪悪感がある
・すねられるから
・全部さけたら愛がないのかと思われそう
・相手が不安になりそう
・男性やから仕方ない
・こたえなかったらかわいそう
・じゃないと別れてしまうかもしれない
・恋人だから義務
・こたえなくて暴力を受ける可能性がある

男子

・断ってしまったら 2 人の空気が悪くなり、最悪別れることになるかもしれない
・それを同意の上で恋人になった

・お互いに好きだから性的な欲求はこたえたいし、こたえないと恋人じゃない
・けいやくを結んだから
・信頼関係を築くために必要
・恋人になったらふつう
・恋人になったら、そういう欲求にこたえないといけない

◇「思わない」と答えた自由記述より

女子

・自分が嫌なら嫌と言わないといけない。束縛は一番つらい
・相手の気持ちを考えるべき
・しんどくなる
・両想いでも、自分のことを大事にしたい
・自分が嫌な時は断ればいい。断ってもだめなら別れてしまえばいい
・恋人とはいえ、他人

男子

・両方の気持ちを考えた方がいい
・いやなことをがまんしてまで恋愛はしなくてもいい
・同意が大切
・こたえなくても自分で決めること
・別に性的なことをしなくても恋人にはなれる
・同じことを考えてないなら、それは自分の考えを押し付けているだけ

「思う」と答えた生徒の考えの中に、「付き合う」という関係を絶対的なものと捉え、性的関係を持つことを当たり前のことと何かしらの情報から学習していることや、「男性の性的欲求は抑えられないもの」といった思い込みが見えてきます。「思わない」と答えた生徒の自由記述にはそれぞれの主体性や合意性を重んじる考えが見られるので、授業を通して後者の考えを共有し、それが当たり前のことと認識できるよう一緒に学んでいきます。

問３．女性が性的に扱われることはふつうのこと！？

「雑誌や広告に（男性より）女性のヌードや水着姿がたくさん登場することについて、どのように思いますか？」という質問に対し、「気にならない」「仕事の一つ」「表現の自由」「嫌な気持ちになる」「女性への人権侵害」「その他」の項目から、自分の考えに一番近いものを選んでもらう質問形式です。項目は、以前に自由記述方式で子供たちが答えた内容を集約し、項目分類したものです。

報告書（中学６校／女子 434 人・男子 448 人）の結果は、次の通りです。「気にならない」（女子33%・男子 37%）、「仕事の一つ」（女子 24%・男子 23%）、「表現の自由」（女子 8%・男子 13%）、「嫌な気持ちになる」（女子 21%・男子 12%）、「女性への人権侵害」（女子 4%・男子 3%）という結果でした。

平成 29 年度（2017 年度）の結果は、「気にならない」（女子 39%・男子 42%）、「仕事の一つ」（女子 33%・男子 33%）、「表現の自由」（女子 6%・男子 11%）、「嫌な気持ちになる」（女子 14%・男子 6%）、「女性への人権侵害」（女子 3%・男子 2%）という結果でした。

平成 29 年度（2017 年度）SEAN 授業前アンケート（大阪府内公立中学 2―3 年 16 クラス）

問３．「雑誌や広告に（男性より）女性のヌード水着姿がたくさん登場することについて、どのように思いますか？」

女子								男子							
気にならない	仕事の一つ	表現の自由	いやな気持ちになる	女性への人権侵害	その他	無記入		気にならない	仕事の一つ	表現の自由	いやな気持ちになる	女性への人権侵害	その他	無記入	
91	78	13	32	7	9	5	235	103	80	27	15	5	14	2	246
39%	33%	6%	14%	3%	4%	2%	100%	42%	33%	11%	6%	2%	6%	1%	100%

平成 29 年度（2017 年度）の結果と比較すると、「気にならない」は女子 6%増（33%→39%）男子 5%増（37%→42%）、「仕事の一つ」女子 9%増（24%→33%）男子 10%増（23%→33%）で男女ともに増加傾向にあり、「表現の自由」女子 2%減（8%→6%）男子 2%減（13%→11%）、「嫌な気持ちになる」女子 7%減（21%→14%）男子 6%減（12%→6%）、「女性への人権侵害」は女子 1%減（4%→3%）男子 1%減（3%→2%）で減少傾向がみられました。

ちなみに、このアンケートを最初に実施した平成 18 年度（2006 年度）の中学校 4 校（大阪府・福井県・兵庫県／女子 193 人・男子 189 人）の結果では、「気にならない」（女子 31%・男子 31%）、「仕事の一つ」（女子 13%・男子 15%）、「表現の自由」（女子 2%・7%）、「嫌な気持ちになる」（女子 37%・男子 25%）、「女性への人権侵害」（女子 7%・3%）であったことから、女性が男性以上に性的に扱われることを受け入れる傾向が中学生の意識の中にも年々高くなっていることが伺えます。

質問は、いわゆるグラビアアイドル等を否定する内容ではなく、男女を比較したときに、女性が性的に扱われること、性的商品として消費されることが男性よりも多いことについて、どのように思うかといった質問ですが、それに対して問題視する声は年々減少していっているのが現状です。

◇「気にならない」と答えた自由記述から

女子

・別に見なかったら良いだけ
・男性より女性の方が需要ある
・恋人がいない人などにはうれしいのではないか
・男子ってそういうもの
・いつもそれを見ていて、女が写るのは普通のことと思う

男子

・プールでよく見かけるからどうでもいい
・別に広告だから
・そういうのを見たいと思う人もいる

◇「仕事のひとつ」と答えた自由記述から

女子

・そんなことをしないと、ご飯を食べていけないから
・見たい人だけ見たらいい
・それでお金をもらっているのならばいい
・やりたくなかったらやらなければいい
・その人も覚悟があってその仕事をしている

男子

・そういうのを好きな人もいるし、その仕事をする人の人数も必要
・仕事はしゃーない
・その人が選んだこと
・お金のためにやっている
・嫌だったら言えばいい

◇「表現の自由」と答えた自由記述から

女子

・人の勝手
・その人が好んでやっている
・法律には引っかからない

男子

・その人が美人だったらとても良い
・表現は別に自由でいい
・男性の水着姿は需要ない
・そんな写真出したらだめとか法律がない

◇「嫌な気持ちになる」と答えた自由記述から

女子

・なぜこんないやなことをしないといけないのか、女性の人がかわいそう
・なんで女性が？って思う
・相手の女性もかわいそうだし自分もいい気持になるわけでない
・見たくもないのにあったから、子供の目につくし、ちゃんと整備しておくべき
・気持ち悪い。女性の水着姿なんて誰が見て得するんだろうと思う。これから一切やめてほしい

男子

・女性のヌードとかがいっぱいあったらちょっと気持ち悪い
・何回もでてきたときはうざい！！
・普通に自分は苦手
・男性のやつもちゃんと広告にのせてほしい

◇「女性への人権侵害」と答えた自由記述から

女子

・たくさんの女性に影響がでる
・あんまりわからんけどあかん
・やりたくない人までやれされている
・女性ばっかりかわいそう

男子

・誰に対してもそうだと思うから
・載せられている人が嫌な思いをする

仕事は主体性をもって自分で選んだものであり、お金をもらっている以上、絶対的なものであるという認識が、生徒の自由記述から見て取れます。自分に直接かかわりがないものについては、気

にする必要もなく、自分には影響のないこととして受け止めている声が主流になっています。そんな中で、「たくさんの女性に影響がでる」と答えてくれた女子生徒がおり、そういったリテラシー力が予防教育には必要不可欠なのだと思います。

４　若年層のポルノ被害相談

予防教育に取り組む中、PAPS（ポルノ被害と性暴力を考える会）からの協力要請を受け、SEANでは平成 27 年(2015 年)頃からポルノ被害の相談を受け始めました。東京を活動拠点とする PAPS や Lighthouse（人身取引被害者サポートセンター）にネットを通して寄せられる関西圏からの被害相談に関して、面談や弁護士につなげていく支援への協力要請でした。

これまで請け負った相談数は約 20 件程度ですが、その中に同じアダルトサイト運営者の男からによる被害が 3 件ありました。前科がある男からの被害で、児童ポルノ法に抵触しない 18 歳になっている高校生をターゲットにした AV 出演強要でした。

被害者である少女たちは、AV 出演強要の被害を訴えてきたわけではなく、「自分が写っている DVD を削除してほしい」と困り果て、ようやく PAPS や Lighthouse の相談サイトにたどり着いたという状態でした。

自ら、モデル募集サイトに応募し、「合格」という言葉に乗せられ、出向いてしまったことで、逃げられないように計算しつくされたレールに乗せられ、性暴力被害を受けた上それを撮影され、幾ばくかのアルバイト料を手渡され、それを深く考えずに受け取ってしまったという被害です。撮影時には、笑顔で受け応えしなければ何度も行為が繰り返され、帰してもらえない。恐怖や早く終了させたいという思いで、笑顔で従ってしまい、その映像が世の中に出回ってしまうことへの嫌悪感や憤り、家族や恋人への罪悪感、誰にも相談できないまま自業自得だと泣き寝入りしてしまい、声を上げられない被害者はまだまだ多く存在しているものと思います。

需要があり、高く売れ、法的に児童ポルノ法で摘発されない 18 歳以上の高校生・大学生が狙われており、被害者は女性だけではなく男性も 1 割程度存在しています。

大阪府青少年育成条例で児童ポルノを「子供の性的虐待の記録」と定義しているように、出演強要されたり契約外の行為を強制されたりした AV 動画は少女の性的虐待、強姦の記録に他なりません。その行為の中で、性感染症、妊娠への危険にさらされ、一旦、ネット配信されてしまうと、コピーされ拡散され続けますし、海外サイトからコピーを配信されると、さらに対応が難しくなります。

問 3 の生徒たちのアンケートに見られるように、自分は見ないから関係がないと思っている少女たちも、アイドルになることへのあこがれを持っていれば、スカウトやアルバイト募集などの隠れ蓑の中で、思わぬ被害に巻き込まれるかもしれません。

スカウトされても、すぐに契約せずに、親に相談すると言っていったん帰宅する。プロダクション契約するときは、必ず相手の名刺をもらい、プロダクション名をネットなどで調べてみる。契約書のコピーを必ずもらうなど、必要最低限の自分を守る方法を知っておくこと。もし、被害に遭った時は、「被害者は悪くない」のだと自分を責めずに、自分には幸せに生きる権利があること、その幸せを選んでいいと信じ、相談サイトを探して相談してほしいと思います。

AV 出演強要やデート DV など、新たに出てきたこういった被害に適応できる抜本的な法律はまだ存在していませんし、被害の実態についてもまだ明らかではありません。そんな中では、どんな被害であっても基本となる人権力の強化が今最も有効なのではないかと思います。

SEAN でも相談窓口を開設しています。相談者の主訴にそってできることをご一緒に考えますし、プライバシーは守られます。まずは、勇気を出して相談してもらえたらと思いますし、友人などから被害の相談を受けたら、支援団体につなげてほしいと思います。

SEAN ポルノ被害相談サイト（https://sean-psoudan.jimdo.com/）

5　予防教育の実践

被害は起こってから対応するより、起こる前に防止し、被害者も加害者もつくらない、それが鉄則です。被害を予防するために必要なことは、「子供の人権力」と「大人の責任力」を高めることです。

２．で記述した子供たちの現状の課題に働きかけること、それが予防につながります。

(1)人権・子供の権利について学習する

権利の語源である「right」は「正しいこと」「あたりまえのこと」です。人権は「human rights」「personal rights」のことで、人間として正しいこと、当たり前のことであり”s` がつく複数形になっています。日本国憲法第 13 条に人権規定があります。人は個人として尊重されるとあり、「生命、自由及び幸福追求」の 3 項目があげられています。

人としての権利が保障されるために、年齢や性別、障害の有無などによって生じている構造上の弱者の権利については、別途法律や条例等が策定されており、18 歳までの子供については、子供の権利条約が存在しています。その条約に謳われているように、権利について学ぶ機会が提供され、大人によってその権利を日常的に保障されなければ、何が人権侵害にあたり、何が人権尊重であるかを認知することはできません。暴力は人権侵害です。その暴力に気付くためには、子供期に自分に幸せに生きる権利があることを学ぶ必要があります。

(2)気持ちを大切にする

気持ちにふたをせず、しっかり感じることから、自分の身に起こっている人権侵害について理解します。そのためには、「悲しい」「怖い」「腹が立つ」「情けない」といった気持ちをまずしっかりと自覚して受け止め、自分の身に起こっている暴力が人権侵害であることを知ることが大切です。

(3)自分で選び、結果を引き受ける練習をする

「他律」によって、感じること、考えることを経験してこなかった子供は、暴力の加害者による支配の言いなり、訴えることも、逃げることもできずに支配され続けることになってしまいます。たとえば、誰と遊ぶか、どんな遊びをするか、どんな些細な事であっても、自分で考え行動し、場合によっては他者との合意の中で選んでいくこと、そしてそこから生じる結果から、自ら次の選択をする経験を積み重ねていくことが、暴力の被害にあった時の防御につながります。

(4)女子力と男子力ではなく、人間力を育む

「男は強く、女はやさしく」の「強さ」「やさしさ」の定義と、「人として強くやさしく」との定義とでは意味が異なります。性別は自分で選んで生まれてきたわけではないし、個人の自由や幸福追求が性別によって決めつけられることそのものが人権侵害です。ジェンダーに敏感な視点を持つことこそが、人権力であると言えます。私のいのちや自己選択を大切にし、他者のいのちや他者選

択を尊重する力があれば、暴力の被害者にも加害者にもならずにすみますし、たとえ暴力に巻き込まれてしまっても、そこから一歩踏み出す力になります。

６　まとめ

私たちの子供期には存在しなかったネット環境が広く普及され、また購買力を高めるためにメディアによって作り出される性別規範が日常的に繰り広げられ、子供たちの育ちに大きな影響を与えています。その現実を踏まえ、子供たちを暴力の被害者にも加害者にもさせないための新たな予防教育に取り組んでいかなければなりません。

18 歳までの子供たちに対して、正しい情報を提供し、自分で考え、主体性をもって選び、責任を負っていくことの重要性について、年齢に応じて繰り返し学べる場を提供すること。とりわけ、どんな家庭環境の子供でも学べる様に、全ての子供を対象とする義務教育の場での取り組みが必要不可欠であり、学校でも家庭でも日常の中で子供が体験的に学習できるよう保護者や教員など大人への啓発も取り組まなければならないことだと思います。

次世代の子供たちが幸せに生きていけるよう、私たち大人が手を携えて取り組んでいければと願います。

【ある大阪の女の子のリアル】

特定非営利活動法人　BOND プロジェクト

平成 29 年（2017 年）4 月から 12 月大阪府内に住む女の子の面談、メール、電話相談の対応をした人数は 21 人。メール相談のやりとりをした件数は約 400 件。

先日も大阪から家出をしてきた高校生を保護したばかりだった。SNS で繋がり、東京に彼氏が出来て、一緒に暮らすことになり、家を出てきたが、彼氏と別れることになり、行く場所がなくなってしまい、bond に SOS が届いた。その子は bond で３日間保護して、その際に説得して大阪にあるシェルターに繋ぐことになった。

貧困・虐待・非行等により、家に居場所がない、帰る家がない女の子たちが弱みにつけ込まれてしまい、被害者になってしまうこともある。そのため困っている女の子たちを守る場が必要とされている。

女の子たちを利用しようとしたり、下心や悪意のある人たちから女の子を守るには、どうすればいいのだろうか。

「むかしっからさ
いえでは母親の男たちにやられまくって
そとではじぶん売って金稼がされて
なぐられて
もう、それで小４くらいから
今まできてさ
そんなんいいわけやって
わかってるけど
ふつーにはたらいたり
せいかつをするって
わからへんねん…
ジュンさんところ行って
ごはんたべたとき
こーやってつくえにみんなで座って家族ってごはんたべるんかなっておもったけど
ほかにもいろいろ
どーやって起きて食べて寝て
しごととか
どーやってやるんかとか
おふろはいつはいるんかとか
なんにもそうぞうもつかへんしわからへんねん、
って
こんなことゆってごめんと思ってるけどゆってみた」

穏やかにゆっくりしたり、誰からも支配されない自由な時間を過ごすことを知らない 10 代の女の子だ。bond で保護した時も「静かすぎて病みそうだ」と、しきりに言っていた。うちで保護する時、携帯の持ち込みは基本 OK にしている。ストーカーなどによる加害者からの追跡の恐れがある場合は預からせてもらうが、本人を信頼して携帯は利用できるようにしている。彼女を保護した時も携帯は使える状況だった。

ただ寂しさに耐え切れなくなった彼女は出会い系サイトを利用して、一緒に過ごしてくれる相手を見つけてしまう。

「泊まってくれる人、東京で見つけた」と、4 日目でシェルターを出て行ってしまった。

「何もない時間でも、生きているって感じてほしいよ、つながりは、いろいろな形があるよ、セックスだけじゃないよ、ずっと一緒にいなくても、別々でも、大丈夫って安心できる関係もあるよ」と、伝えても、あの時の彼女には響かなかった。暴力のある日常が当たり前だったからだろう。

「金も払わんとなんもせん奴をねかせてくれてんのにさ、あーでもないこーでもないってわがままばっかごめんなさい」と、ラインがきたので「また何かあれば、一休みしにいつでもおいで」と、返信した。彼女とはそれ以降もずっと細く長く繋がっている。

家庭や学校に居場所がなくて、自分のことを必要としてくれる場所を求めてしまう女の子たちは、刹那的に、すぐそばにあるキケンな世界へ踏み込んでしまう。今、その主な入り口はスマホによる SNS 上や出会い系サイトによる繋がりだろう。年齢も性別も関係なく、簡単に全国どこにでも繋がりを持ててしまうのだ。

子供たちがネットやスマホを使っているのは当たり前の時代になっている。家庭でのインターネット利用時のルールを決めていない家庭が３分の１にもなるというデータもある。

実際に内閣府が行った「平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」によればスマホや携帯電話を利用している割合は、小学生で約 5 割、中学生でも約 6 割、高校生では 9 割以上に達しているという。さらに「最近は出会い系サイトではなく、SNS やゲームサイトなどで知り合った人からの誘い出しを受けて、子供が性的被害を受けるケースが増えていて、平成 27 年（2015 年）に出会い系サイトに起因して犯罪被害にあった子供の数は 93 人、コミュニティサイトに起因して犯罪被害にあった子供の数は 1,652 人となっている」という。SNS による性被害の発生率が高くなっているのだ。

平成 26 年（2014 年）には内閣府はこのような調査をしている。

女性 1,811 人に「異性から無理矢理性交されたことがありますか。」と質問したところ、あったと答えた女性は 117 人。しかしそのうち警察に連絡・相談した女性は 4.3%しかない。

さらに 117 人のうち、知っている相手からの被害が約 74.4%、全く見知らぬ相手から被害に遭った人は約 11%。知っている相手の内訳は配偶者、元配偶者が約 19.7%、親族が約 8.5%、交際相手・元交際相手が約 28.2%、職場・アルバイトの関係者が約 13.7%、学校や地域での知人が約 4.3%だった。[1]　大阪府警か平成 27 年（2015 年）中に認知した強姦事件の件数は 130 件あったとなっている。声をあげられない被害者たちの数は当然含まれてはいない。bond に届く声でも、被害を受けて警察に相談したという女の子は少ない。相手が悪いのに、逃げられない自分が悪かった、断れない自分のせいだ、と自責の念を感じながら、相談したくても出来なくて泣き寝入りをせざる得ない状況だ。

出会い系で男性との、出会いを繰り返し、援助交際をしていた 10 代の女の子の声を紹介する。

「お父さんいるし、家にいるのがイヤやったから、出会い系でつながった人に会いにいったの。
家におっても安心できないし、スキンシップとったこともなかったから、人肌が恋しかったのかも知れん。
夜、一人で歩いていても、みんな通りすぎていくし、誰からもあたしは見えてないんかな？って寂しくて。
自分が生きている実感がほしくて、誰でもいいからって出会いを求めた。
出会い系アプリに登録して、自分のプロフィールをのせるの。
15 歳だったけど 18 歳って。
25 歳までの男性からメッセが届いたら、会えそうな人に返事して、待ち合わせするの。
とにかく今の状態から抜け出したいから、今すぐ会える人ならいいって感じ。
近くの駅で待ち合わせして、ご飯食べて、その人の家に行って、行為するときもある。
うーん、行為ってすぐになる人が多いかな、10 人くらい会ったけど。あたしはそんな気なくて、一緒におってほしいだけなのにね。
ご飯食べているときは『行為は好きな人とやれや』とか言っている人も、結局はそんなふうになる。
『好き？』って聞かれて嫌いって答えたら、帰らなあかんし、好きって言ってしまう。 とりあえず受け入れちゃう。
ちょっとだけ安心するから。
何も感じないし、そのときの様子を覚えてないの。
裸になっていて、いつのまにかヤッていて、終わっているって感じ。
相手に『帰る？』って聞かれて、我に返って、洋服着て、帰り支度するの。
終わればそれで関係も終わり。
終わった後『はい、交通費』って 2,000 円くれた人がおって。
『あ、あたしお金もらったから、これって援交になるんかな？』ってぼんやり思った。
そのあと気まずいし、連絡とらん。
いつも空虚感かあるの。
自分で自分の状況がわからんくなる。
生きているのか、生きていないのかさえも、ときどきわからんくなる。
いつも寂しいよ。
夜は誰でもいいから、そばにいてほしい」

そしてもう一人。死にたい気持ちを抱えている 10 代の女の子。彼女も寂しくて誰かに必要としてもらいたくて、生きている実感が一瞬でも感じたくて、SNS 上で出会いを求めて、援助交際をしている子だ。相手の男性は避妊してほしいと頼んでも避妊をしてくれなかったという。避妊してくれない行為が「被害」と思っていない女の子は多い。

「何かあってもなくても毎日死にたい
死にたい気持ちがずっとあって苦しい
1 人だって思ってしまってすごい孤独な夜
そうなるとやっぱ SNS しかなくて・・・
後で辛くなるって分かってるのに SNS しかない
援交ならほぼ 100%返信くるし送らなくてもくる

自分で何とかしようって思って援交したら余計辛くなる
それで死にたい気持ちだけ膨らんでいく

最近は死にたくなると首絞めてる
本当に本当に限界まで絞めるの
そしたらね酸素薄くなって頭がフラ~ってなって少し楽になる
これも本当に一瞬だけどね、、、
これを何回も何回もするの
死ぬ練習みたいな、

この人達が必要としてくれるっぽい」

家にいたくなくて、消えたい、死にたい気持ちを抱きながらも、今寂しくて、自分を必要としてくれる一緒にいてくれる人を女の子が SNS 上で求めたら、危ない人と繋がりやすくなる。相手はなぜかレスポンスが早く、行動力があるので、私たちとしては悩ましく、頭が痛い。

神奈川県座間市で起きた痛ましい殺人事件。事件の背景に男が被害者の誘い出しに SNS を利用して自殺願望のある女性たちと交流していたとされている。「#自殺募集」だけではなく、援助交際や出会い系などに繋かるハッシュタグがある。

#パパ活 、#パパ活女子、　#デート援、　#ｐ活、 #家出、　#サポなどだ。

寂しさのあまり、出会いを求めて、思わずつぶやいてしまうのだろう。誰でもいいから共感してほしいという想いかもしれないが、弱みに付け込まれてしまい、事件や犯罪に巻き込まれてしまうことだってあるのだ。

この座間の事件を受けて、bond にくる相談者にとても近い印象を受けたことも事実だった。実際に事件の報道があった際には、多くの女性の顔が浮かんで連絡をとった程だ。
「表向きの顔」ではなく、身近な人には言えない本音を伝えてくれている、　対象者と当団体の関係性だからこそ聞くことのできる声があると感じて「身近な人には言えない」→「ネットを主に居場所を求める」対象者に重点を当てて、bond に声を寄せる 10 代 20 代女性、約 1,000 人にメールを送信、メールで回答を求めた。（〇ページ結果参照）

大人から守られるべき少女たちが守られていないという悲しい現実。家庭が崩壊している女の子たちは犯罪に巻き込まれて、危険にさらされる機会が増える。女の子が一人きりで夜の街を歩いていても、荷物を抱えて路上に座り込んでいても、気づかないし、まともな大人が少女たちに声をかけることはほとんどないだろう。孤独を感じている少女たちが、利用されてもいいと、自暴自棄になり、声をかけてきた悪意ある大人に着いて行ってしまうのも理解できる。

最後に大阪の繁華街に居場所を探して彷徨っている「漂流少女」の声を伝えたい。声を聞いて、何かを感じてほしい。

居場所のない女の子たちの安心できる場所は、やはり私たち大人が作っていけたらと思う。作り方は、出会って関わっていきたいと思う女の子たちに聞いて教えてもらうのがいいと思っている。

「最後の住所もわからへんし
市役所行ったら身分証明いるっていわれるし
部屋借りるのも住民票いるし
なにするにも身分証明がいるねんやん
証明書ないってゆったら
親の名前とか誕生日とか
生まれたときの住所とか書いてっていわれたけどそれもわからへんしー
さみしくなるとここにくるのが癖
でももう今日で最後にするねん」

1　内閣府男女共同参画局編「男女間における暴力に関する調査報告書（平成 27 年 3 月）

平成29年（2017年）度（2017年1月～12月）

特定非営利活動法人BONDプロジェクト相談件数

メール相談	11,412件
LINE相談	892件
電話相談	1,914件
面接相談	996件
保護	617件

▼メール相談、面接相談、保護：随時対応

▼電話相談：水曜21時～翌3時、
火・木・日曜16時～19時

▼LINE相談：月・土曜13時～19時、
水曜17時～19時（2017年8月末開設）

■アンケート項目

① なぜ、女の子たちはSNSに死にたいとつぶやくと思いますか？

② SNSに実際につぶやいたことはありますか？

③ SNSで知らない相手と繋がって、やりとりをしたことがありますか。

④ 「③」である方と答えた方は、その理由も教えてください。

どんな気持ちからだったのかを、教えてください。

⑤ 裏垢、病み垢など、アカウントを使い分けて、リアルでは言えない悩みや本音をつぶやいたことはありますか？

⑥ Twitter他SNSでは不特定多数にコメントが見られてしまうけれど、それに対しての不安などはないですか？

⑦ ある方はその理由を書いてください。

⑧ 今回の座間の事件を受けてどう感じましたか。

⑨ 現状を変えていくには、私たち大人はどうすればよいと思いますか 。

⑩ 死にたい、消えたい気持ちはどうしたら無くなると思いますか？

意見があれば自由に書いてください。

①なぜ、女の子たちはSNSに死にたいとつぶやくと思いますか？

▼現実で寂しいから。誰かに存在をわかってほしいし認めてほしいから。（23）
▼現実でそんなこと言うと周りにバカにされたり相手にされなかったりする事が怖い、話をできる人がいないから。（23）
▼同じ死にたい気持ちを持ってる人と気持ちを分かり合いたいみたいな感じ。（19）
▼死にたいということはいけないことと思っていたり、死にたいと誰かに話したら拒絶される、おかしいと思われるなど、ネガティブな印象を抱いてしまったりするため、SNSでしか言えない。SNSでつぶやけば見たい人だけが見てコメントしたい人だけがしてくれる、見ず知らずの人になら悩みも話せると考えている。（25）
▼誰かに止めてほしいかつぶやく事で自分の気持ちを落ち着かせるため。（17）
▼日常では仮面を被って頑張ってて、周りから見たら普通の子が声にならない気持ちを発しているんだと思う（19）
▼自分の暗い気持ちをつぶやくことで、気持ちが少し軽くなったり、誰かに届いて返信がこないか少しだけ期待している。（16）
▼私は死にたい気持ちを持っている人と気持ちをわかり合いたいみたいな感じ。（19）

＊文章中の（　）は年齢

②SNSに実際に「死にたい」と呟いたことはありますか？

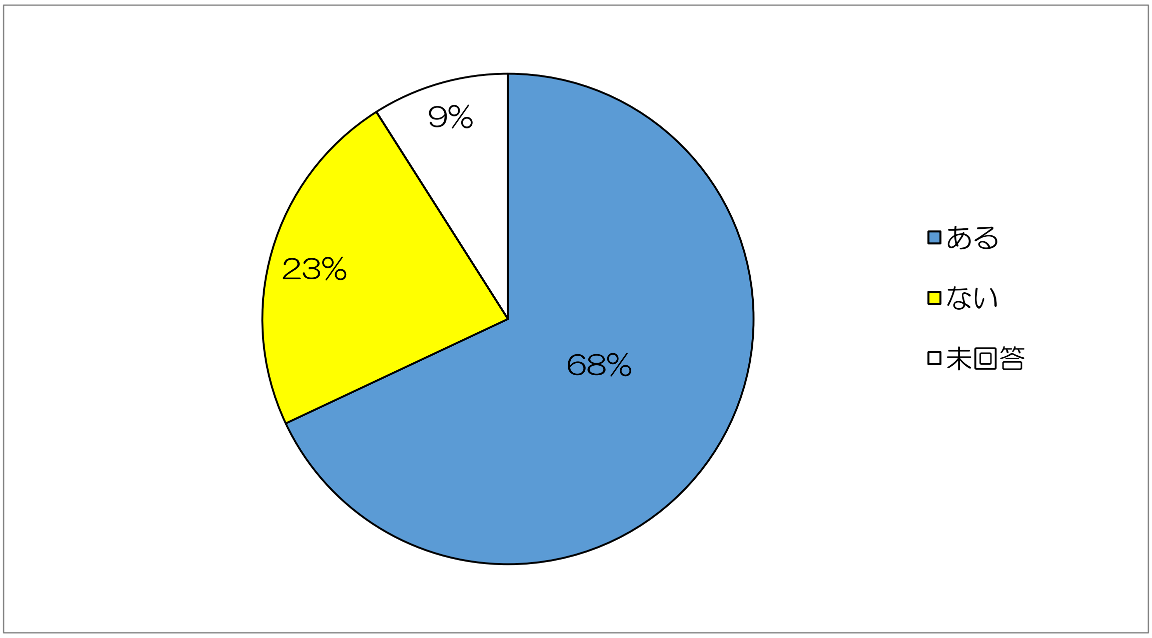

③知らない相手と繋がってやりとりしたことがありますか？

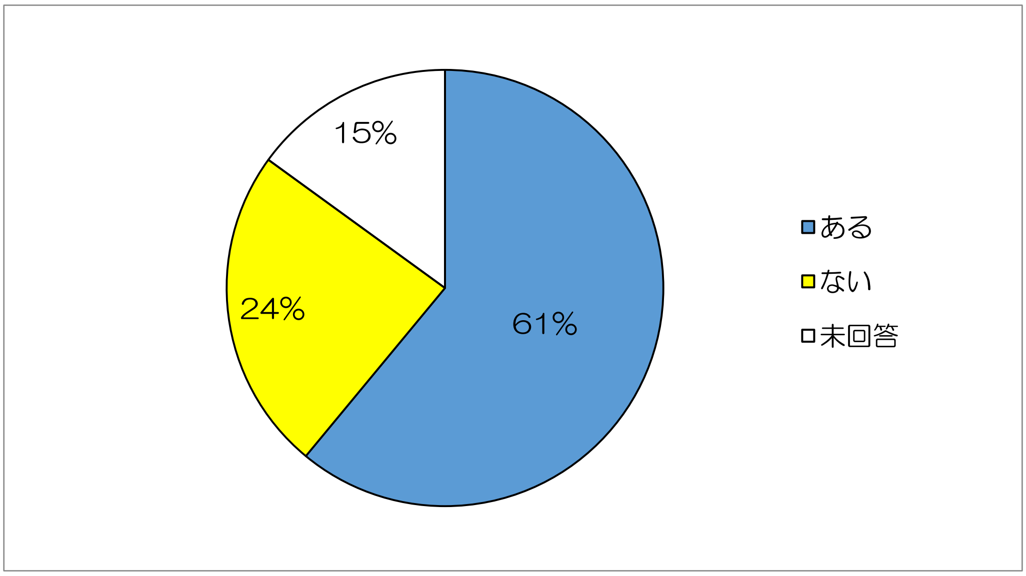

④その時の気持ち

▼誰かが見た時、「どうした？」って聞いてくれる。話を聞いてほしかった。（22）
▼同じ気持ちのこの人たちならわかってくれるなって。（21）
▼死にたいとかもう嫌だとか暗いことばかり言ってても絡んでくれたり心配してくれるのが嬉しい。（23）
▼聞いてもらえるだけで、共感が得られるだけで、1人じゃない。って思えた。（22）
▼誰かと繋がりたいってゆうのが一番の理由だった

⑤「裏垢」「病み垢」など、アカウントを使い分けてリアルでは言えない悩みや本音をつぶやいたことはありますか？

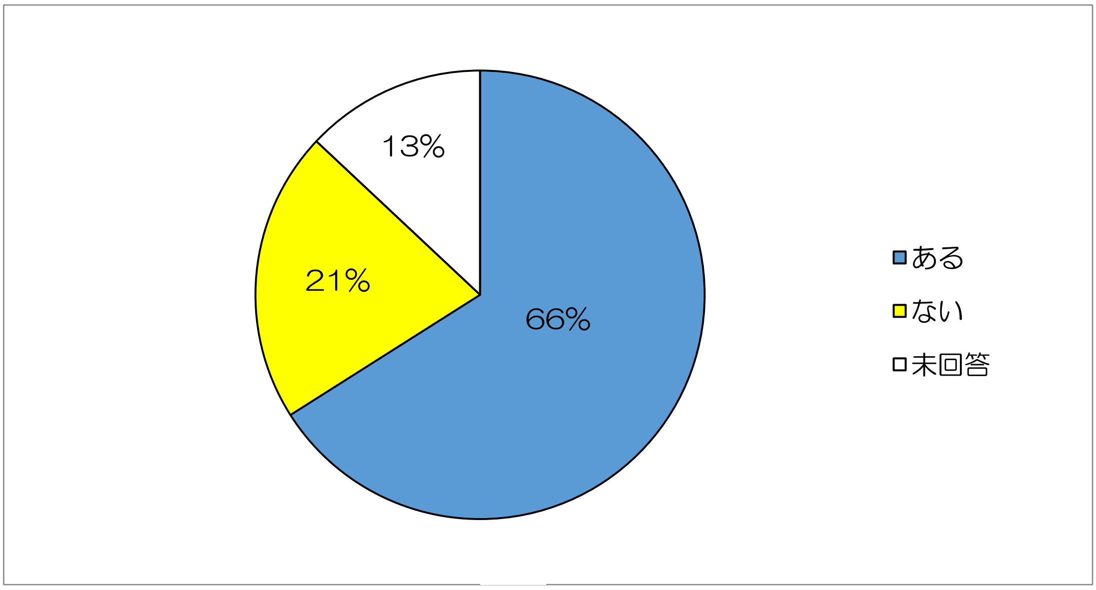

▼Twitterでは仮名でリアルでは言えない本音を書いてます。（26）
▼裏垢がないと生きていけない。（23）
▼本垢、病み垢使い分けてます。誰にも言えない気持ちなど、知り合いには見られたくないけど誰かに私の気持ちを気付いてもらいたくて。（19）

⑥Ｔｗｉｔｔｅｒ他ＳＮＳでは不特定多数にコメントが見られてしまうが、それに対しての不安などはないですか。

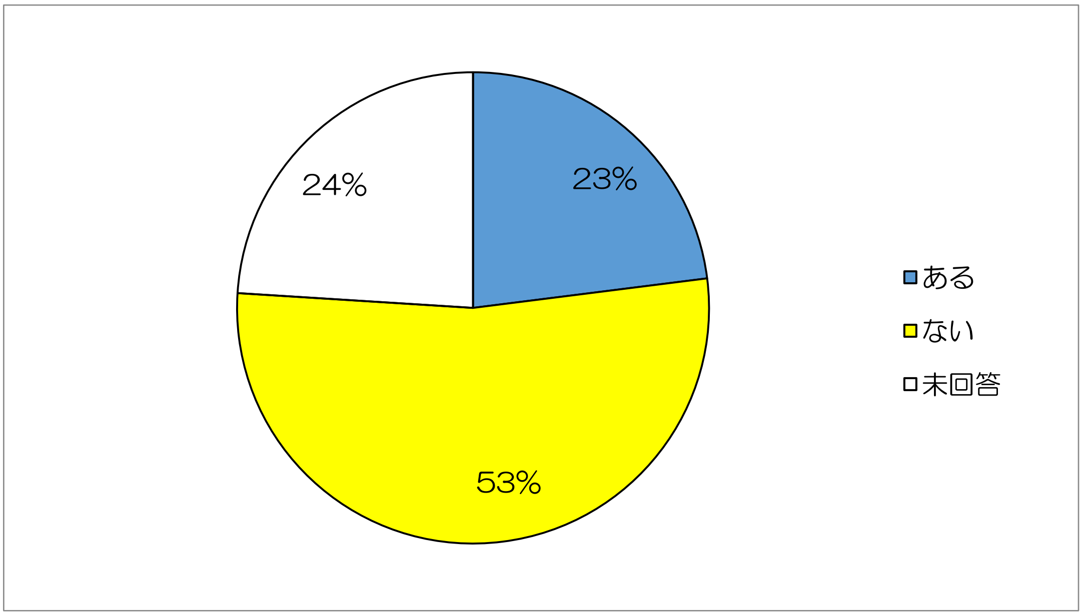

⑦それはどんな不安ですか

▼ツイッターでつぶやくと「相談聞くよ」って言ってくれる人はそれなりに見つかるけど、だんたんと「どこに住んでるの？」「会って話聞きたい」など、下心を感じることが多い。（21）
▼不特定多数の人に見られることに抵抗はないけど、知ってる人に見られて私だってバレたら…とは心配になる。（19）

⑧今回の座間の事件を受けて、どう感じましたか？

▼座間市の事件、私も１０人目になっていたかもしれない。（16）
▼死にたいっていうほどツライ日々を送ってたら、危険から自分の身を守るって思考が薄れると思う。（23）
▼病み垢は頻繁に使ってたから、怖くなった。（18）

⑨現状を変えていくには、私たち大人はどうすればよいと思いますか？

▼死にたいっていうのは助けてってこと。助けてなんてなかなか言えないから死にたいって言ってしまう。
　気にかけてくれて、声かけられるだけでも本人は嬉しいと思う。（23）
▼そばにいて欲しい。現状を変えてとまでは言わないけど、途中でいなくならないで…（16）
▼相談員とか身近な感じだったらいいかな。学校や役所にしかないし、気軽に相談できる環境も作ってほしい。（18）
▼相談できる場所を作ってあげる、優しく話を聞いてくれる、逃げてもいいって教えてくれる、
　そんな風にしてくれたら、私だったらとっても救われる。（19）
▼本気で向き合ってくれる人がほしい。（17）
▼親以外に話せる大人がほしい。すぐに親に言ったり、連絡するのではなく子供との約束も聞いてほしい。（17）
▼同じ境遇の人を集めて話をしてみるのも共感が得ていいかもしれない。（19）
▼知ろうとする気持ちを持ってくれたら嬉しい。死にたいと思ってる子は案外身近にいます。（19）

⑩「死にたい」「消えたい」気持ちは、どうしたら無くなると思いますか

▼居場所があって、誰かが認めてくれたら。自分を認められたら。（17）
▼ネガティブな感情を持ったときに話を聞いてくれる人がいるのが大事。（28）
▼自分にとって良いと思える人や、信用できる人を見つけられると、生きやすくなるのかも。（20）
▼無くなるのは難しいと思う。だけど、認めてくれる人が一人でもいたら、気持ちは救われる。（25）
▼お互いに受け入れられる人間関係を築けたら、だと思います。（19）
▼自分の役割や存在意義が見出せたら緩和されると思う。誰かに必要とされるとか認められるとか。（24）
▼自分は一人だ、孤独だと思わない環境なら、死にたい、消えたいと思わないかな？（24）
▼逃げても良いよっていうこと。生きる意味を持つこと。そのために一緒に探す人を持つこと。
　本当の気持ちを吐き出せる場所を作ること。（中学生）

私たちに何ができるのか

・ネットパトロールのような仕組み

・「死にたい」など本音をつぶやいても危険な目に遭わない、安心安全な居場所作り。

・同じような思いを抱く人同士が実際に会い、交流することができる場所作り。

吹田市の現状と取組

１　あらゆる暴力の根絶のために

すべての人が安心して暮らしていくためには、あらゆる暴力を防止し、暴力を許さない社会を目指した取組が必要です。

本市では平成23年（2011年）に市町村としては全国的にも先進的な取組として、配偶者暴力相談支援センターの機能を持つ「すいたストップＤＶステーション（ＤＶ相談室)」を設置し、ＤＶ被害者に対する相談・支援に取り組んできました。

また、男女共同参画センターでは昭和63年（1988年）から女性のための相談事業を開始し、電話や面談など多様な相談を実施して、生き辛さを抱える女性に寄り添い、支援してきました。

平成29年度（2017年度）の相談事業では、電話相談232件、悩み相談は148件、ＤＶ相談96件、法律相談54件の相談をうけました。

２　Ｗリボンプロジェクト

女性に対するあらゆる暴力の根絶のシンボルであるパープルリボンと子供の虐待防止のシンボルであるオレンジリボンを組み合わせて、本市が独自に考案したＷリボンマークを旗印に、「あなたはひとりではない　ＳＴＯＰ　Ｖｉｏｌｅｎｃｅ」というメッセージを伝え、「暴力のない安心安全のまち、すいた」の実現をめざした取組です。11月12日から25日の女性に対する暴力をなくす運動期間と11月の児童虐待防止推進月間には、講演や講座などの啓発活動を集中的に開催しています。

また、Ｗリボンマークのピンバッジであるバッジであるっ Ｗリボンバッジを販売しており、その売上金の一部や、プロジェクトの趣旨に賛同する皆様からの御寄附はダブルリボンプロジェクト基金に積み立てられ、ＤＶ及び児童虐待の防止事業に活用されています。

Ｗリボンバッジ　1個300円
（100個以上は20%割引になります。）

Ｗリボンプロジェクトinすいた2017では、同調査研究にも御協力いただきました特定非営利活動法人ＢＯＮＤプロジェクト代表の橘　ジュンさんにオープニング講座として、「ＪＫ産業・若者たちのリアル～ＳＴＯＰ　Ｖｉｏｌｅｎｃｅ　若者が夢や希望を持てる社会に向けて～」の講演をしていただき、家庭や学校で居場所をなくした若者たちの周りにあるＤＶや虐待・性被害などの現状を知り、彼女たちが社会から孤立しないよう、今、自分たちにできることは何か参加者全員で共に考えました。

Wリボンプロジェクト in すいた 2017
オープニング

～STOP Violence、若者が夢や希望を持てる社会に向けて～

11月2日開催

JK産業・若者たちのリアル

《講師》橘 ジュンさん
NPO法人 BONDプロジェクト代表

「居場所のない」彼女たち

メールや電話、面談などで相談を受けたり、繁華街を夜回りし、街をさまよう女の子に声を掛ける活動をしています。彼女たちの話を聴き、時には保護することもあります。

彼女たちはなぜ、援助交際や性風俗の勧誘、性暴力の危険と隣合わせの夜の街に出て来るのでしょうか。背景には家庭や学校などで日常的に虐待、暴力、イジメなどを受けている状況があります。居場所がなく、お金もなく、生きていくのが困難で、やむを得ずさまよっているのです。相談で「死にたい」「消えたい」「眠れない」と訴える子も多くいます。辛い悩みを抱えていても具体的にはなかなか言い出すことができません。孤独や降りかかる恐怖感をそのような言葉で伝えるのがやっとの状態に置かれているのです。時間を掛けて何度も話を聴き、ようやく打ち明けてくれ、次の支援に繋がる子もいます。

彼女たちとJKビジネス

居場所のない彼女たちは、その場から逃げたい一心で家を出てきます。ツイッターで「今夜泊めてくれませんか」とつぶやくと、たくさんの連絡が来ます。学費や生活費のために「すぐにできる」や「高収入」などのキーワードでバイトを探すとJKビジネスと言われる、性風俗の仕事がたくさん出てきます。SNSや夜の街で知り合う人たちは、彼女たちの弱みにつけ込み、優しい言葉で誘うのです。彼女たちに、誘いの危険性を知らせる人はいません。それ故に見ず知らずの人の家に泊まったり、気軽で割のいいバイトと思い、JKビジネスに踏み込んでしまうことも多いのです。

なぜ相談につながらないのか

それほど辛い状況なら、なぜ相談に行かないのかと思うかもしれません。彼女たちに話を聴き、わかったことがあります。

- 相談窓口を知らない。
- 被害にあっている自覚がない
- 大切にされた経験が無いために人間不信。信頼できる大人との繋がりがない。
- 「嫌だ」と断ることができない自分が悪い、自分に価値はない、どうなってもいいと思っている。
- 親を悪者にしたくない、家族に迷惑を掛けたくない。わたしだけが我慢すればいい。

BONDプロジェクトとは
虐待、家出、貧困など『生きづらさ』を抱える若い女の子を支援するために設立。彼女たちに寄り添い、心の声を聴き、一緒に考え、支援に繋げています。フリーペーパーVOICES MAGAZINEの発行や講演会などで彼女たちの声を伝える活動も行なっています。

このように彼女たちは孤独で自己肯定感が低い心理状態に置かれています。

相談に行かないのではなく、『行けない』のです。SNSやJKビジネスで知り合った人たちに嫌なことを求められても、その人たちに必要とされていると感じてしまうことで、自己肯定感の乏しい彼女たちの心の拠り所や居場所になってしまうこともあり、なかなか抜け出しにくい状況が生まれます。

彼女たちを助けるために、大人が動かなければいけません。手を差し伸べ、一緒に立ち止まり、一緒に考える大人が必要なのです。

公的支援からこぼれ落ちる彼女たち
～彼女たちの自立のためにできること～

彼女たちを公的支援につなげたくても、中には制度からこぼれ落ちてしまう子がいるという現状があります。例えば児童福祉法では17歳までは支援がありますが、18歳になるとその支援は終了します。しかし困っている状況には変わりなく、行く場所もお金もないのです。

公的な支援につながらない彼女たちのために、BONDの家を開設し、安心できる居場所と仕事探しなど自立へのサポートを行っています。保護した子の中には、家庭での経験の乏しさから、その子のために布団や食事を用意すると「わたしのために、いいの!?」と驚いた反応をみせる子もいます。彼女たちが置かれている実情を伝え、広く知ってもらうことが大切だと実感しています。

また、若者たちに正しい性の知識や、SNS、JKビジネスの危険性を知らせることも重要です。友人や先輩からJKビジネスを紹介されたという声もあります。

皆さんも気になる彼女たちに出会ったら、まず話を聴き、信頼できる相談窓口を探し紹介してあげてください。「何かあったときはここに相談したらいいんだよ」と伝えてあげて欲しいと思います。

※橘さんの講演会をもとに広報スタッフがまとめました。

吹田市立男女共同参画センター・デュオだより「ソフィア」2018年Vol. 91号より

３．デートＤＶ予防啓発

(1)委託事業　デートＤＶ予防啓発業務

総合的な DV 防止対策事業の一環として、若い世代における「交際相手からの暴力」を未然に防止することを目的とし、より効果的なデート DV 予防啓発プログラムを届けるために、中高生と年齢の近い大学生をユースリーダーとして養成します。

<table>
<tr><td colspan="5">ユースリーダー養成講座</td></tr>
<tr><td colspan="5">目 的　NPO による専門的な予防啓発講座を通して、まず大学生自身がデートＤＶに関する知識を深め、身の周りにあるＤＶ（暴力)、もしくは自分自身の被害・加害に気付ける視点を養います。暴力に対する敏感な視点を持つことで、友人の支えとなれる人材や社会に発信していける人材を育てます。
期 間　平成 29 年（2017 年）8 月（全 4 回）
時 間　午前 10 時～正午・午後 1 時～4 時
定 員　20 人　延受講者数　20 人</td></tr>
<tr><td></td><td>実 施 日</td><td>内　　容</td><td>講　　師</td><td>出席者数</td></tr>
<tr><td>1</td><td>8 月 26 日（土）</td><td>＊DV、デート DV の理解
＊デート DV とジェンダー
＊デート DV 予防プログラム
の体験</td><td rowspan="2">特定非営利活動法人
湘南 DV サポートセンター
理事長
瀧田　信之　さん</td><td>10 人</td></tr>
<tr><td>2</td><td>8 月 27 日（日）</td><td>＊オリジナルプログラム作成
＊オリジナルプログラム発表</td><td>10 人</td></tr>
<tr><td colspan="5">毎年、学生のボランティア精神が高く、年月を重ねることでセンターの意思がより鮮明に伝わり、目標意識が高い学生が増えました。
前年度より継続の学生が参加することで、今期学生にユースリーダーの役割がより具体的に伝わっており、これはその後の勉強会でも発揮され、最終的に高い戦力として仕上がっていると感じました。また、参加者同士の連帯感も生まれ、理解と支え合いが感じられました。</td></tr>
</table>

(2)委託事業　デートＤＶ予防啓発業務

総合的な DV 防止対策事業の一環として、若い世代における「交際相手からの暴力」を未然に防止することを目的とし、市内の大学へ出前授業を行うものです。

【大学生対象講座】

目的　　日常の何気ない言動の中に暴力に該当するものや、暴力につながりかねないものが含まれていることへの気づきを促すことにより、自分自身のデートDV被害もしくは加害、自分の身の回りにあるデート DV に気づくことを目的としています。併せて、暴力を受けた時の心理やその後の影響を知ることによって、若い世代が暴力に無縁で、対等な人間関係を築いていくことを目指します。

また、ユースリーダーの活動について知ることを通して、新しい公共を担う人材を育成するきっかけにします。

延受講者数　1,065 人

	実 施 日/時 間	内　　容	講　　師	出席者数
1	4 月 8 日（土） 午前 10 時 40 分 ～12 時 10 分	講座「吹田市と関西大学」 Love For The First Time ～デート DV 予防啓発と 吹田市の取組み～	吹田市立 男女共同参画センター 松村　真見	761 人
定員を大きく上回る受講があり、吹田市の活動について広く知っていただけました。ユースリーダーの活動やWリボンなどの取組みを知り、興味を抱いてくれた学生も多く、ユースリーダー活動への参加につながった学生がいることを嬉しく思います。 講義の内容を受け、他人事ではなく自分事として熱心に考えてくれていました。大変熱心な学生が多く、アンケートのご意見からこちらも多くの気づきをいただきました。				

	実 施 日/時 間	内　　容	講　　師	出席者数
1	4 月 25 日（火） 午後 1 時 30 分～ 午後 3 時 15 分	大阪学院大学　共通科目「吹田学」 Love For The First Time ～デート DV 予防啓発と 吹田市の取組み～	吹田市立 男女共同参画センター 松村　真見	96 人
普段より時間が短かったため、市としての指標・取組み・成果を重点的に伝えました。				

	実 施 日/時 間	内　　容	講　　師	出席者数
1	6 月 21 日（水） 午後 1 時 30 分～ 午後 3 時 15 分	大阪学院大学　キャリアデザイン Ⅱ Love For The First Time ～デート DV 予防啓発と 吹田市の取組み～	吹田市立 男女共同参画センター 松村　真見	29 人
たっぷりと時間をいただくことができたので、デート DV について共に考えるワークを取り入れることができました。ユースリーダー活動への参加につながったことを嬉しく思います。				

<table>
<tr><th></th><th>実 施 日/時間</th><th>内　　容／対　　象</th><th>講　　師</th><th>出席者数</th></tr>
<tr><td>1</td><td>12 月 14 日（木）
午前 9 時～
午前 10 時 30 分</td><td>千里金蘭大学　社会貢献論
Love For The First Time
～デート DV 予防啓発と
吹田市の取組み～
食物栄養学科　1 回生</td><td rowspan="3">吹田市立
男女共同参画センター
松村　真見</td><td>57 人</td></tr>
<tr><td>2</td><td>12 月 15 日（金）
午前 9 時～
午前 10 時 30 分</td><td>児童教育学科　　　1 回生</td><td>31 人</td></tr>
<tr><td>3</td><td>12 月 18 日（月）
午前 10 時 40 分
～12 時 10 分</td><td>看護学科　　　　　1 回生</td><td>91 人</td></tr>
<tr><td colspan="5">友人が被害に遭ったことがあるという感想が多く、この知識が彼女らを通して伝わることを願います。講義終了後、「束縛」について学生と意見を交わすことができ、今の若者の現状・課題を知ることができました。</td></tr>
</table>

【高校生対象講座】

目 的　　これからの社会を担う高校生たちが、心も身体も含めて、自分を大事にすることの大切さを学び、自分を大事にすることは、人を大事にすることにつながることを知り、互いに尊重しあえる関係を築くことの大切さと、自分の身のまわりの社会的性差別について考え、自分らしい生き方とは何かを学びます。

延受講者数　1,933 人　女子　922 人　男子　1,011 人

	実 施 日/時 間	内　　容	講　　師	出席者数
1	7 月 15 日（土） 午前 9 時 30 分～ 午前 11 時 30 分	互いのこころとからだを 尊重しよう ～大阪学院大学高等学校～	神戸大学・立命館大学 非常勤講師、 DV 加害者プログラム・ NOVO(ノボ)運営者 伊田　広行　さん	364 人 女子 108 人 男子 256 人

毎年、熱心に取組んでいただいています。学生より、少し過激な質問がありましたが、講師が質問をしてくれた学生と真摯に向き合われ、とても人間味のある対応でした。

伝える側は自分の持論が正解だという押しつけにならないよう配慮をしつつ、たくさんの選択肢を提示すると共に、正しい知識を届けていく責務がありますが、きっと生徒の心にも響くものがあったと思います。

	実 施 日/時 間	内　　容	講　　師	出席者数
1	10 月 19 日（木） 午後 2 時 05 分～ 午後 2 時 55 分	互いのこころとからだを 尊重しよう ～関西大学第一高等学校～ 2 年生	神戸大学・立命館大学 非常勤講師、 DV 加害者プログラム・ NOVO(ノボ)運営者 伊田　広行　さん	394 人 女子 188 人 男子 206 人
2	2 月 15 日（木） 午後 2 時 05 分～ 午後 2 時 55 分	1 年生		391 人 女子 178 人 男子 213 人

「DV の種類・範囲についての感想」、「DV の身近さへの気づき」、「例を含めた対等な関係についての感想」が多くありました。正しい知識の周知が、自立した対等な関係を築く礎になったのではないかと思います。

私学に関しては、友人・恋愛関係が中学からのつながりも多く、中学校からの教育・啓発も重要だと感じました。

	実 施 日/時 間	内　　　　容	講　　　　師	出席者数
1	11 月 1 日（水） 午後 3 時 20 分～ 午後 4 時 30 分	互いのこころとからだを 尊重しよう ～大阪府立山田高等学校～	神戸大学・立命館大学 非常勤講師、 DV 加害者プログラム・ NOVO(ノボ)運営者 伊田　広行　さん	784 人 女子 448 人 男子 336 人

1、2 年生合同で大人数での開催となりましたが、生徒の反応も良く、熱心に聞いてくれました。

【中学生対象講座】（ユースリーダーによる中学生向けデートＤＶ予防啓発講座）

目 的　　日常の何気ない言動の中に暴力に該当するものや、暴力につながりかねないものが含まれていることへの気づきを促すことにより、自分自身のデート DV 被害もしくは加害、自分の身の回りにあるデート DV に気づくことを目的としています。併せて、暴力を受けた時の心理やその後の影響を知ることによって、若い世代が暴力に無縁で、対等な人間関係を築いていくことを目指します。

延受講者 555 人　　女子 257 人　　男子 298 人

<table>
<tr><th></th><th>実 施 日</th><th>対　　象</th><th>講　　師</th><th>出席者数</th></tr>
<tr><td>1</td><td>7 月 14 日（金）
午前 11 時 50 分～12 時 40 分</td><td>吹田市立山田東中学校
3 年生　全 5 クラス合同</td><td>吹田市立
男女共同参画センター
松村　真見</td><td>169 人
女子 80 人
男子 89 人</td></tr>
<tr><td colspan="5">熱心に聞いてくれましたが、DV という言葉を知らなかった学生の方が、講座に対する満足度が低い傾向が伺えました。目に見える暴力以外、はっきりと線引きすることが難しい問題だからこそ、丁寧に伝えていくことの大切さを再認識しました。</td></tr>
<tr><th></th><th>実 施 日</th><th>対　　象</th><th>講　　師</th><th>出席者数</th></tr>
<tr><td>1</td><td>2 月 8 日（木）
午前10時50分～12 時 40 分</td><td>吹田市立高野台中学校
2 年生　全 3 クラス合同</td><td>特定非営利活動法人
湘南 DV サポートセンター
理事長
瀧田　信之　さん
ファシリテーター
國井　百合子　さん
ユースリーダー3 名</td><td>90 人
女子 45 人
男子 45 人</td></tr>
<tr><td>2</td><td>2 月 8 日（木）
午後 2 時 30 分～午後 3 時 20 分</td><td>吹田市立西山田中学校
2 年生　全 5 クラス合同</td><td>瀧田　信之　さん
國井　百合子　さん
ユースリーダー2 名</td><td>147 人
女子 73 人
男子 74 人</td></tr>
<tr><td rowspan="4">3</td><td rowspan="4">2 月 9 日（金）
午前 9 時 50 分～午後 2 時 20 分</td><td>吹田市立山田東中学校
2 年 4 組</td><td rowspan="4">瀧田　信之　さん
國井　百合子　さん
ユースリーダー5 名</td><td>36 人
女子 15 人
男子 21 人</td></tr>
<tr><td>2 年 3 組</td><td>40 人
女子 15 人
男子 25 人</td></tr>
<tr><td>2 年 2 組</td><td>36 人
女子 15 人
男子 21 人</td></tr>
<tr><td>2 年 1 組</td><td>37 人
女子 14 人
男子 23 人</td></tr>
</table>

前年度より多くのユースリーダーが意欲的に参加してくれました。誰もが参加意識を持ち、モチベーションも高く、養成講座後、勉強会を重ねた効果が感じられました。 ユースリーダーの希望で、今年度、初めて授業後に控え室でユースリーダーが待機するという「相談室、兼、おしゃべり広場」を設けました。たくさんの中学生が可愛い顔を覗かせてくれ、交流をはかることができ、中学生の心に残る授業となったようです。ユースリーダーとの交流が、次世代のユースリーダー誕生につながることを期待します。

【教員・ＳＳW対象講座】

目 的　本事業は総合的なDV防止対策事業の一環として、若い世代における「交際相手からの暴力」を未然に防止することを目的とし教員・SSW向けに行うものです。身近にある暴力について学び、生徒間に潜むかも知れないデートDV被害、もしくは、加害に対する気づきを促します。

併せて、暴力を受けた時の心理やその後の影響、相談された時・DV を発見した時の対処法を知ることによって、若い世代が暴力に無縁で、対等な人間関係を築いていけるよう、生徒の身近で見守り、支援・指導していくことを目指します。

延受講者　42人

	実 施 日	内　　容	講　　師	出席者数
1	8月25日（金） 午後3時～5時	デートDV予防啓発プログラム～相談された時、知識が生徒を救う～ （吹田市内の小・中学校教諭対象）	特定非営利活動法人 湘南DVサポートセンター 理事長 瀧田　信之　さん	29人
デートDV予防啓発は、早い段階からの取組みが必須であるため、小学校からのご参加がたくさんあったことを嬉しく思います。				

	実 施 日	対　　象	講　　師	出席者数
1	2月7日（水） 午後1時～3時	デートDV予防啓発プログラム～相談された時、知識が生徒を救う～ （スクールソーシャルワーカー対象）	瀧田　信之　さん	13人
かねてより、生徒の一番身近で支援していただく教員・SSWの方々へ向けての啓発活動の必要性を感じていたので、実現でき、嬉しく思います。今後も連携し、更なる啓発・支援の充実に取組んでいきたいと思います。				

資　料

１．平成 29 年度（2017 年度）男女共同参画センター「女性のための相談」

相談員（女性）が女性のさまざまな悩みに関する相談に対応し、相談者と共に問題解決のために考えます。

(1)相談内容

ア　女性のための電話相談　　毎週水曜日　　午前 10 時～午後 5 時
　　毎週月・金曜日　　午前 10 時～午後 4 時

イ　女性のための悩みの相談室　「ウィメンズルーム」
　　毎月第１・４火曜日、毎月第２・３土曜日　いずれも午前 10 時～午後 2 時 45 分

ウ　女性のための DV 相談　　毎月第２・第４木曜日　　午前 10 時～正午
　　毎月第１･３木曜日　　午後 2 時～午後 4 時(保育付)

エ　女性のための法律相談　　毎月第２土曜日　　午後１時 30 分～午後 5 時

(2)実施状況

ア　月別実施状況（件数）平成 30 年 3 月末現在

種別	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
電話	件 27	件 19	件 18	件 13	件 20	件 22	件 20	件 15	件 20	件 19	件 21	件 18	232
悩み	12	13	15	12	10	12	11	13	15	11	12	12	148
ＤＶ	8	8	9	8	7	10	8	8	7	5	6	12	96
法律	7	3	5	6	2	6	7	3	5	0	4	6	54
計	54	43	47	39	39	50	46	39	47	35	43	48	530

イ　内容別実施状況

①女性のための電話相談　　開設日数　143 日

	生き方	こころ	健康	仕事	夫婦	家族	男女	性的被害	くらし	その他	計
件数	20	31	3	10	55	52	41	1	7	12	232
%	8.6	13.4	1.3	4.3	23.7	22.4	17.7	0.4	3.0	5.2	100

②女性のための悩みの相談室「ウィメンズルーム」　　開設日数　48 日

	生き方	こころ	健康	仕事	夫婦	家族	男女	性的被害	くらし	その他	計
件数	41	7	0	7	56	29	5	3	0	0	148
%	27.7	4.7	0.0	4.7	37.9	19.6	3.4	2．0	0.0	0.0	100

③女性のためのＤＶ相談　　開設日数　45 日

	生き方	こころ	健康	仕事	夫婦	家族	男女	性的被害	くらし	その他	計
件数	8	2	0	0	73	10	3	0	0	0	96
%	8.3	2.1	0.0	0.0	76.1	10.4	3.1	0.0	0.0	0.0	100

④女性のための法律相談　　開設日数　12 日

	夫 婦	家 庭	戸 籍	相 続	不動産	近 隣	金 銭	労 働	消 費	損 害	交 通	その他	計
件数	43	0	0	4	1	0	0	0	0	2	0	4	54
%	79.6	0.0	0.0	7.4	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7	0.0	7.4	100

２. 大阪府犯罪統計より

(1) 大阪重点犯罪

		性犯罪			
		強制性交等	強制わいせつ	公然わいせつ	痴漢
平成29年中	認知件数（件）	１１７	７７７	２７９	―
	検挙件数（件）	１１７	５４１	２５９	３５１
	検挙人員（人）	１１７	３４２	２７４	３２９

※この表の認知件数は刑法犯の認知件数から各罪種・手口を表示している。

※痴漢は刑法犯ではなく大阪府公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例第6条第1項第1号違反（特別法犯）であるため認知件数はない。

(2) 刑法犯罪種及び手口別発生市区町村別認知件数（2017年1月～12月）

吹田市	総　数（件）	性犯罪			
		強制性交等	強制わいせつ	公然わいせつ	痴漢
	２，８４２	―	―	９	―

※公開されている統計上は風俗犯３８件のうち公然わいせつが９件ということがわかる。

参照：http://www.police.pref.osaka.jp/05bouhan/tokei/h29tokei_1.html

若年層の被害を予防するために私たちにできること

若年層の被害を予防するために私たちにできること

畑澤　由佳

吹田市立男女共同参画センター所長

（１）男女共同参画センターの取組と調査研究の目的

昭和 62 年（1987 年）の設立以来、吹田市立男女共同参画センターでは女性のための悩みの相談室「ウィメンズルーム」やＤＶ相談、電話相談、法律相談などを開設し、生きづらさを抱える多くの女性に寄り添ってきました。

平成 29 年度の相談では、主訴として夫婦関係の悩みがどの相談においても多くみられ、すべての相談の総件数 530 件のうち 227 件を占めています（42.8%）。一方、性的被害に関する相談は 4 件で、0.7%に留まっています。この数字を単純に少ないと考えるか、相談につながっていない被害者がいると考えるかによって、支援の方向はまったく変わってくるのではないでしょうか。

また、当センターでは総合的なＤＶ防止対策事業の一環として、若い世代における「交際相手からの暴力」を未然に防止することを目的とし、市内の大学、高校、中学校へ「デートＤＶ予防啓発出前講座」を行っています。その講座を受けて「暴力だと思っていなかったことも、講座を受けて暴力だとわかった」というような子供たちからの声も聴いています。このように、そもそも「暴力」という認識がない若年層もいるかもしれません。

当センターでは様々な事情により、相談につながっていない若年層の現状と、今後彼女、彼らが性暴力に巻き込まれないように行政としてできることを検討するため、第一線で若者を含め性暴力の被害者支援に尽力されている専門家や支援団体の皆様に調査研究を依頼しました。

（２）調査研究から見えてくる若年層の置かれた状況

「若年層の性暴力被害対応の現状と課題」では、刑法性犯罪規定の改正が実現したこととその内容を明確にまとめていただき、特に親などからの性虐待を処罰する「監護者性交等罪」の新設によって、性暴力・性虐待被害の実態がようやく明らかになってきたことや、被害を受けた当事者の方がたの発信が少しずつではあるが増えてきたこと、被害当事者の会が作られ、自ら発言することによって、改正実現の後押しになったことなど、希望の持てる動きが起こっていることが報告されています。

しかしその一方で、若年層の声がなぜ支援に結びつかないのかという問題提起がなされています。公的相談機関の情報の少なさや大人への不信と恐怖心、コミュニケーションが苦手など、様々な要因で苦しみを内面化し孤立化していく若者たちが存在していることがわかります。

『ライフスキルとしての性教育～「壁ドン」はＤＶか？！』では、未成年者が性被害を予防するためにも必要な性教育の効果を探るため、実際の中学生に対して性教育の前と後で意識に変化が見られたかを調査し、その結果を分析していただきました。デートＤＶに関する設問で、講義をしなかったＡ校では「壁ドン」がデートＤＶであると生徒は認識しなかったが、「たとえ好きな相手で

も力づく、無理やりの行為はＤＶである」と講義したＢ校では、「壁ドン」が実はＤＶであると認識したという結果から、若年層への性教育、デートＤＶ予防講座の重要性が証明されました。

「若年層をとりまく性暴力被害の背景にあるものと予防教育の必要性」では、「ジェンダーと暴力」をテーマとした未就学児から小中高大学生までの人権教育出前授業の取組を報告していただきました。「自分の気持ちが自覚できない」「子供の権利について学んでいない」など、現在の子供たちの特徴は、子供たちに大きな影響を与える大人たちの問題を映し出しているようです。出前授業のアンケート結果を直近のものと数年前のもので比較したとき、暴力の責任が被害者にもあると考える子供たちの割合が増えています。そして恋愛や性に対して興味を持つ時期に、スマホなどのＳＮＳから溢れる情報の何が正しいのかを子供たちが正しく判断することができるよう、教育することはとても重要なことです。子供たちを暴力の被害者にも加害者にもさせないための予防教育、啓発の大切さが感じられました。

「ある大阪の女の子のリアル」には貧困、虐待、非行等により、家に居場所がない、帰る家がない女の子たちのリアルな心の叫びが紹介されています。「大人から守られるべき少女たちが守られていないという悲しい現実」が現実にあるのです。法人の活動報告には平成 29 年（2017 年）に 1 万件を超えるメール相談と千件近いＬＩＮＥ相談が少女たちから寄せられている実態がまとめられ、「なぜ女の子たちがＳＮＳに死にたいとつぶやくのか」が生の声として伝わってきます。

このようにそれぞれの調査研究から若年層の置かれた現在(いま)が浮き彫りになりました。

（３）わたしたちが行政としてできる支援とは

この調査研究の結果を男女共同参画センターや関連する市の事業にフィードバックし、それが最終的に若年層を性暴力や性被害から守る一助とすることが行政として最も大切な責務だと考えております。今回の調査研究では多くの課題とヒントをいただきました。

ＤＶ防止対策事業においては、若年層への啓発のため、デートＤＶ予防講座を若者であるユースリーダーとともに行ったり、大学と連携した予防講座を実施、女性のための相談事業では、公共施設への相談リーフレットの設置だけではなく、スマホで読み取れるＱＲコードを入れた啓発グッズを街頭で配布するなど、地道な活動を一つひとつ行っています。

また、ＳＮＳによる相談が増えてくる中、第一線で尽力されているＮＰＯ法人との連携や近隣市町村との連携など、多様で広域的な支援を視野に入れながら、わたしたちが行政としてできる支援を今後も行っていきます。

大変お忙しい中、調査研究に御協力いただいた皆様に心から感謝を申し上げます。

編集発行　　　吹田市立男女共同参画センターデュオ
〒564-0072　吹田市出口町 2-1
TEL　06-6388-1451
FAX　06-6385-5411
この報告書は 500 部作成し、1 部あたりの単価は 334.8 円です。